

農地の一元的管理主体創設の 段階的合意形成と経営の一元化

～ 一般社団法人 里地里山ネット漆立の事例を踏まえ ～



2026 年 6 月

紫波町産業部 農政課

目 次

は じ め に.....	- 2 -
報告書を要約したスライド	- 3 -
1.地域まるっと中間管理方式.....	- 10 -
(1) 地域まるっと中間管理方式とは.....	- 10 -
(2) 地域まるっと中間管理方式の全国取組状況.....	- 10 -
(3) 地域まるっと中間管理方式の運営主体.....	- 13 -
2.農地の一元的管理方式.....	- 15 -
(1) 農地の一元的管理方式とは.....	- 15 -
3.全国における法人による農業経営の状況.....	- 17 -
(1) 農地所有適格法人数の推移.....	- 17 -
(2) リース方式による法人経営体数の推移.....	- 19 -
(3) 全国の集落営農の法人形態別集落営農数.....	- 21 -
4.全国の集落営農数と法人化率の推移	- 22 -
(1) 集落営農数と法人化率の推移	- 22 -
(2) 都道府県別集落営農の法人化率.....	- 23 -
(3) 岩手県の市町村別集落営農の法人化率.....	- 24 -
(4) 集落営農の法人化が進まない理由	- 26 -
(5) 法人化に伴い生じる事務負担	- 27 -
5. (一社) 里地里山ネット漆立の設立経過と現状の課題	- 30 -
(1) 設立経過と運営の仕組み	- 30 -
(2) 期待される効果	- 32 -
(3) 現状の課題	- 34 -
6.段階的な合意形成と経営の一元化の考え方	- 37 -
(1) 想定される経営方式の発展段階.....	- 37 -
(2) 各経営方式の特徴	- 41 -
①特定農作業委託方式	- 41 -
②担い手枝番管理方式	- 43 -
③従業員エリア担当方式.....	- 44 -
④法人一元管理方式.....	- 45 -

は じ め に

紫波町における農地の一元的管理主体として、2020年に「一般社団法人里地里山ネット漆立」が設立されました。これは全国で5番目、東日本では最初となる事例であり、全国的には「地域まるっと中間管理方式」として知られている取組です。同方式の導入地区数は、2026年5月時点で全国40地区に達するなど一貫して増加傾向にあります。しかしながら、当町では同法人に続く2例目の設立がなく、普及が進んでいないのが現状です。

普及が停滞している背景には、大きく分けて2つの要因があります。1つ目は、集落営農組織における法人化への躊躇です。法人化要件の緩和が進む一方で、法定福利費や税負担の増加、経理の煩雑化といった経営リスクへの懸念から、完全な法人化に踏み切れない組織が少なくありません。

2つ目は、導入初期の「特定農作業委託方式」が抱える課題です。この方式は農地集積の合意形成が極めて容易である反面、従来の個別経営と法人の直営部門が併存するため、農業機械・施設や労働力といった経営資源が法人内部に蓄積されにくいという課題を抱えています。

特定農作業受託を担う地域の農業者が高齢化し一斉にリタイアを迎えた場合、法人が農地の受け皿として機能不全に陥ることが懸念されます。

地域全体の合意形成をクリアしながら、持続可能な一元的经营管理をする法人の創設を同時に実現することは困難です。

そこで本報告書では、設立当初の法人のリスクを抑えつつ、徐々に経営資源を法人へ集約させていく「段階的な経営の一元化」の考え方を提案しています。

具体的には、以下の4つの経営方式の発展段階を概念図とともに整理しています。

第1段階：特定農作業委託方式（農地保全を目的とする法人設立）

第2段階：担い手枝番管理方式（担い手の自主性を尊重しながら経営資源を法人に集約）

第3段階：従業員エリア担当方式（担い手の個人事業主から法人職員への変容と成果報酬型給与）

第4段階：法人一元管理方式（企業的農業経営）

これらの経営方式と発展段階は、地域の実情や前身となる集落営農組織の実情に応じて多様に変容すると考えられるため、参考とするイメージに留まりますが、最終的には「若者がサラリーマンとして安心して農業に就職できる魅力ある会社」を実現することを目指しているものです。

なお、実際の法人化や経営方式の移行にあたっては、様々な税務・労務上の手続きが発生するため、税理士や社会保険労務士等の外部専門家との連携が必要となります。

本報告書を「農地の一元的管理主体」の創設を検討する際に参考にいただければ幸いです。

報告書を要約したスライド

本要約スライドは、作成した報告書の内容が理解しやすいように NotebookLM でスライド化したものです。本報告書の概要を把握するために最初にご覧ください。



農地の一元的管理主体創設の青写真

段階的合意形成と経営の一元化へ向けたロードマップ

「特定農作業委託」の限界を突破し、若者が安心して働ける「魅力ある農業法人」を構築するための4段階の進化モデル。



課題

完全法人化に伴う事務負担・経営リスクへの懸念から、紫波町における集落営農の法人化（31.9%）が停滞している。



危機

導入初期の「特定農作業委託方式」のままで、経営資源が法人に蓄積されず、担い手の「一斉リタイア」時に法人が機能不全に陥る。



解決策

設立当初のリスクを抑えつつ、4つの段階を経て徐々に経営資源を法人へ集約させる「段階的合意形成」アプローチの導入。

農地の一元的管理方式

個別の農地を一度「機構」に預け、法人が一括して借り受ける仕組みです。



ベースとなる「地域まるっと中間管理方式」は全国40地区（2026年5月時点）で導入。中山間地域等の小規模農地を守るセーフティネットとして増加中。

NotebookLM

現場が抱える「農地保全」と「法人化」のジレンマ

全国の集落営農組織の法人化率は、制度創設から約20年が経過した現在も42.5%（令和8年）で停滞しています。現場は「農地を守りたい」という強い思いと、「法人化の代償」との間で身動きが取れなくなっています。



「ゼロ（任意組織）」か「100（完全法人化）」かの二元論では、合意形成は前に進みません。

NotebookLM

先行事例の教訓：「特定農作業委託」だけでは法人に経営資源が集積しない
 全国5例目（東日本初）の「（一社）里地里山ネット漆立」が直面する課題。



合意形成が容易な「特定農作業委託方式」はスタートとしては最適ですが、
 長期的な受け皿としては限界があります。

NotebookLM

隠れた危機：「特定農作業委託方式」が抱える構造的限界

The Retirement Cliff



■ 資源が蓄積しない

合意形成が容易なため導入しやすい反面、農業機械、施設、労働力といった「経営資源」が法人内部に一切蓄積されません。

■ 機能不全のリスク

作業を受託している地域の農業者がリタイアを迎えた瞬間、法人は農地の受け皿として完全に機能不全に陥ります。

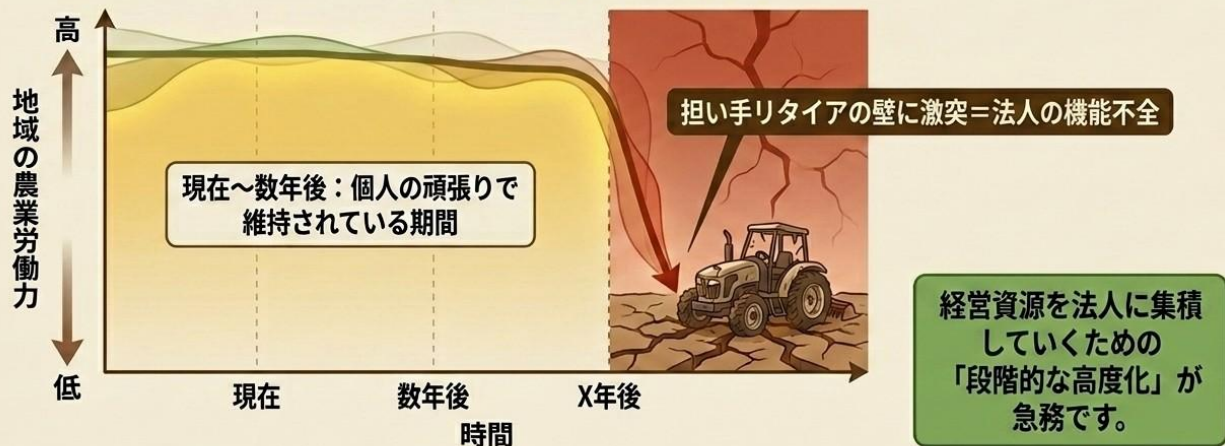
地域全体の合意形成と、持続可能な経営管理を
 「同時」かつ「一気」に実現することは極めて困難です。

NotebookLM

迫り来る「担い手の一斉リタイア」という危機

現在の方式のままでは、作業を委託されている地域の農業者が高齢化し一斉にリタイアを迎えた瞬間、法人は農地の受け皿として完全に機能不全に陥ります。

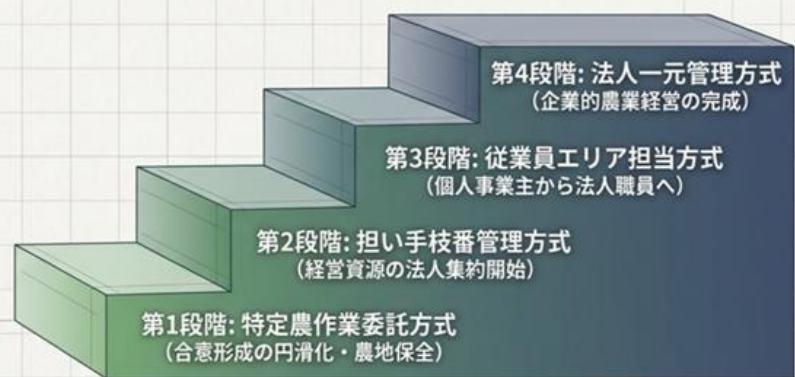
担い手リタイアの危機



NotebookLM

戦略的転換：「段階的な合意形成と経営の一元化」

一気な完全法人化
(高リスク)

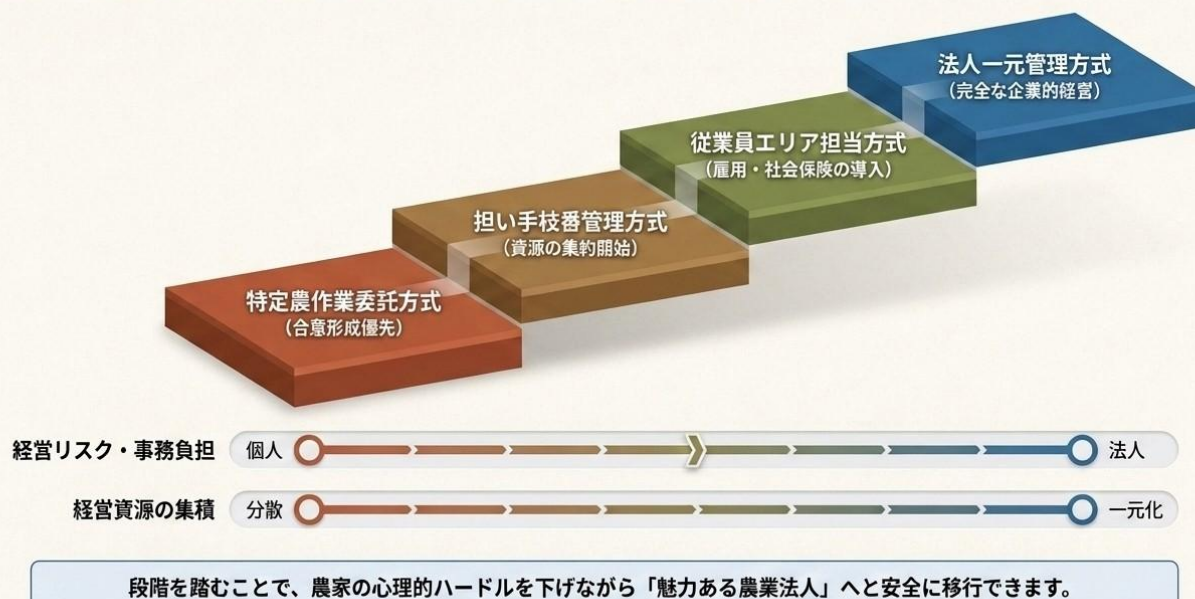


法人設立当初のリスク（法定福利費の負担等）を低く抑えながら、段階的に法人のリスク負担と経営資源を拡大していくアプローチです。

NotebookLM

経営方式を段階的に高度化し法人が一元管理する企業実現

最初から完全な企業を目指すのではなく、リスクと資源を徐々に法人へ移譲します。



NotebookLM

経営方式の進化マトリクス（早見表）

4つのステージにおける「責任」「経理」「合意形成」の変化

[項目]	① 特定農作業委託	② 担い手枝番管理	③ 従業員エリア担当	④ 法人一元管理
担い手の立場	個人事業主	個人事業主（枝番）	法人の従業員	法人の従業員
経営リスク負担	担い手（個人）	担い手（個人）	法人	法人
法定福利費（社保）	なし	なし	あり（法人負担）	あり（法人負担）
経理の仕組み	農家ごと独立	枝番で独立	法人一元化（業績給あり）	法人完全一元化
合意形成の難易度	低（現状維持）	中	高（雇用化の壁）	最高
資源の集積度	低	中	高	完全

各地域の実情に合わせ、一気に④を目指すことも、①から徐々にステップアップすることも可能です。

NotebookLM

経営資源が法人へ集積するメカニズム

🚜 機械施設 | 👤 労働力 | 🧠 栽培技術



「特定農作業委託」からの脱却
従来の集落営農は、資源が個人の手元に残る「分散型」でした。

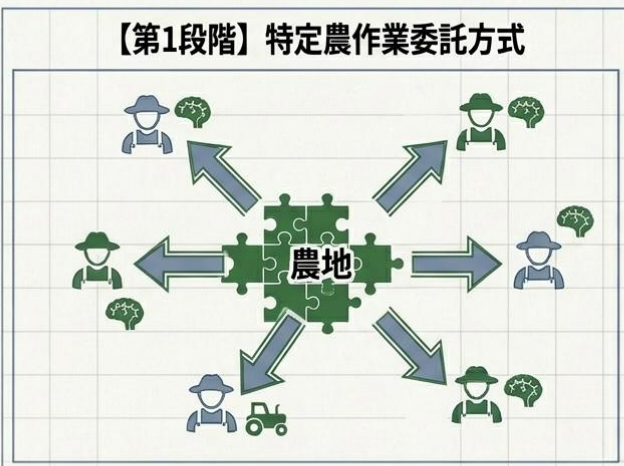
段階的な内部留保
枝番管理やエリア担当方式を経ることで、担い手のモチベーションを維持したまま、資源を合法的に法人内部へ吸い上げます。

一元管理の完成
最終的に、すべての経営資源が法人に集約され、規模の経済性と経営の強靱性が発揮されます。

📄 NotebookLM

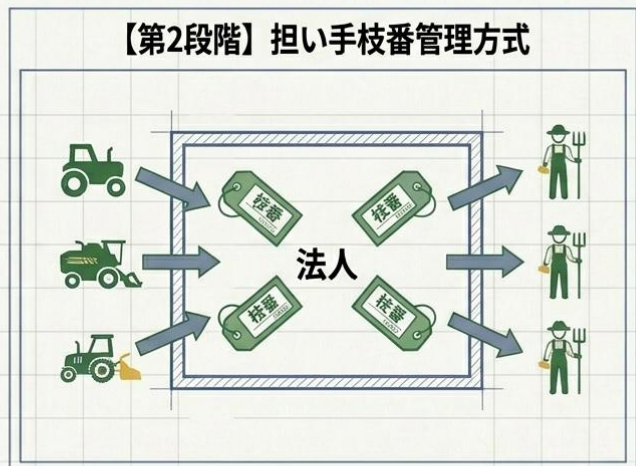
初期フェーズ：法人設立と資源の囲い込み（第1・第2段階）

【第1段階】 特定農作業委託方式



農地を農地中間管理機構を通じて一括借入しつつ、自作希望農家に作業を委託。販売権は個人にあり、合意形成のハードルが最も低い。将来への過渡期としての位置づけ。

【第2段階】 担い手枝番管理方式

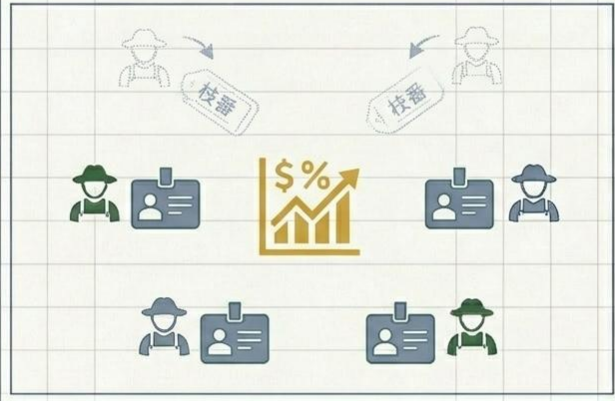


委託していた担い手を法人の内部に取り込む。経営資源は法人に集積しつつも、経理は「枝番処理」し、農業所得とリスクは担い手個人に帰属する。自主性を尊重した資源集約。

📄 NotebookLM

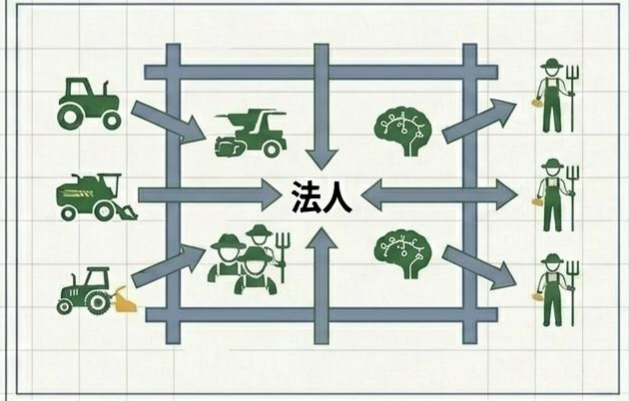
完成フェーズ：個人事業主から法人職員への変容（第3・第4段階）

【第3段階】 従業員エリア担当方式



担い手が個人事業主から法人の「従業員」へ変容。法定福利費等、経営リスクは法人が負担。過去の独立経営のモチベーションを維持するため、担当エリアの収益に応じた業績ボーナスを支給する。

【第4段階】 法人一元管理方式



法人が農地と経営を完全に一元管理。圃場分散の解消、ブロックローテーションによる規模の経済性を発揮。直販や加工による付加価値向上を図る、社会保険完備の「企業的農業経営」。

NotebookLM

目指す姿：「生き残るための法人化」から「選ばれる会社」へ

段階的進化の先にあるのは、次世代に引き継げる持続可能な地域農業です。



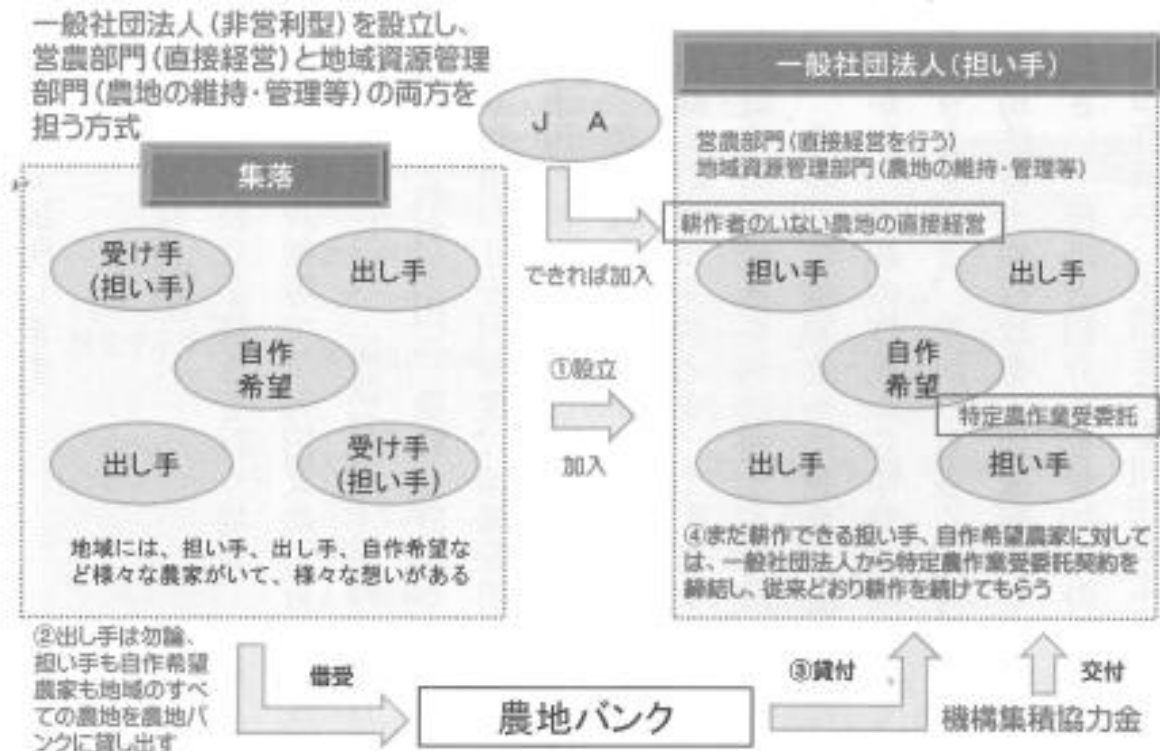
NotebookLM

1.地域まるっと中間管理方式

(1) 地域まるっと中間管理方式とは

本報告書で述べている「農地の一元的管理方式」は、魅力ある地域づくり研究所 代表 可知祐一郎氏（元愛知県農業振興基金（愛知県農地中間管理機構）理事長）が提唱された「地域まるっと中間管理方式」を基にしているものです。同方式は、近年、集落営農組織の法人化の形態の一つとして注目されています。

図 1-1 地域まるっと中間管理方式の仕組み



引用：地域の農地を守る新たな選択肢「地域まるっと中間管理方式」 p17

魅力ある地域づくり研究所 代表 可知祐一郎

(2) 地域まるっと中間管理方式の全国の実組状況

全国で地域まるっと中間管理方式に取り組んでいる地区は、2019 年以降一貫して増加し、2026 年 5 月現在の全国の実組地区数は 40 地区となっています。

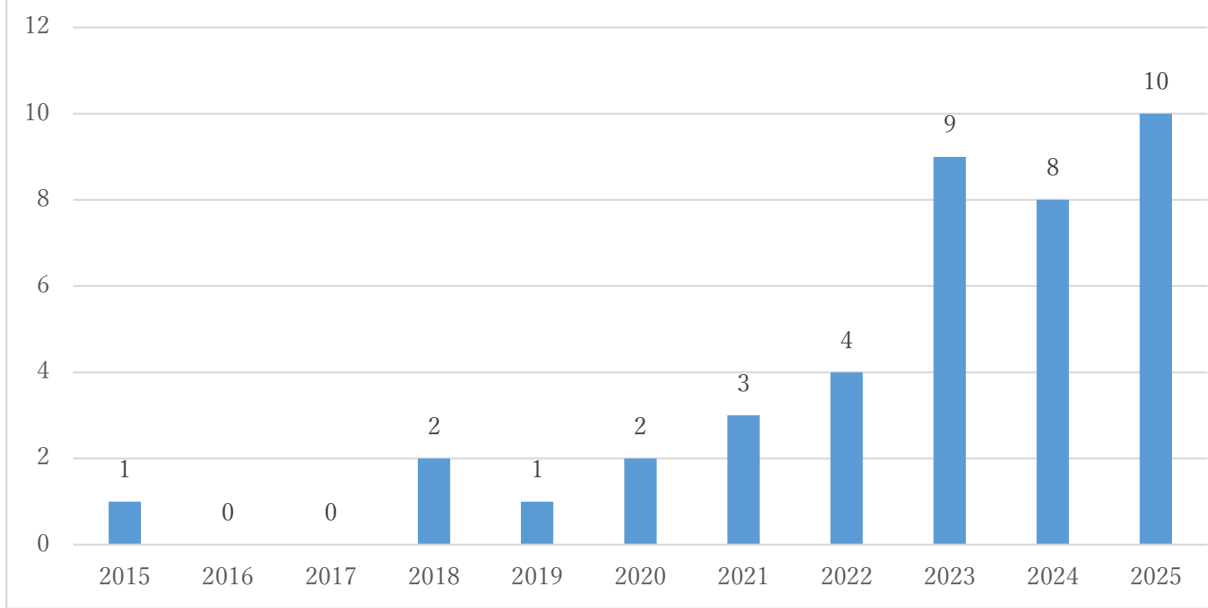
都道府県別実組件数は、次ページの図 1-3 に示す通り、福島県が 9 地区で最も多く、次いで岩手県が 6 地区（紫波町 1、西和賀町 1、滝沢市 2、一関市 1、奥州市 1）で多く、鳥取県と愛知県が 3 地区となっています。

地域区分別取組数は、次ページの図 1-4 に示す通り、山間地域 10 地区(45%)、中間地域 6 地区 (27%)、平地地域 6 地区 (27%) で中山間地域が 72%を占めています。

集積面積規模別取組数は、0ha～60ha の階層が 9 地区と最も多く、次いで 61ha～80ha の階層が 5 地区、80ha 以上が 3 地区となっています。

これらのことから、地域まるっと中間管理方式は、中山間地域で農地面積が比較的小さい地域で多く取り組まれているものと推察されます。

図1-2 年次別新規取組地区数（2026.5月現在）



資料：魅力ある地域づくり研究所 代表可知祐一郎氏から提供されたデータをグラフ化
 図により合計数が異なるのは、事例により未記載項目があるためです。

図1-3 都道府県別取組地区数(2026.5月現在)

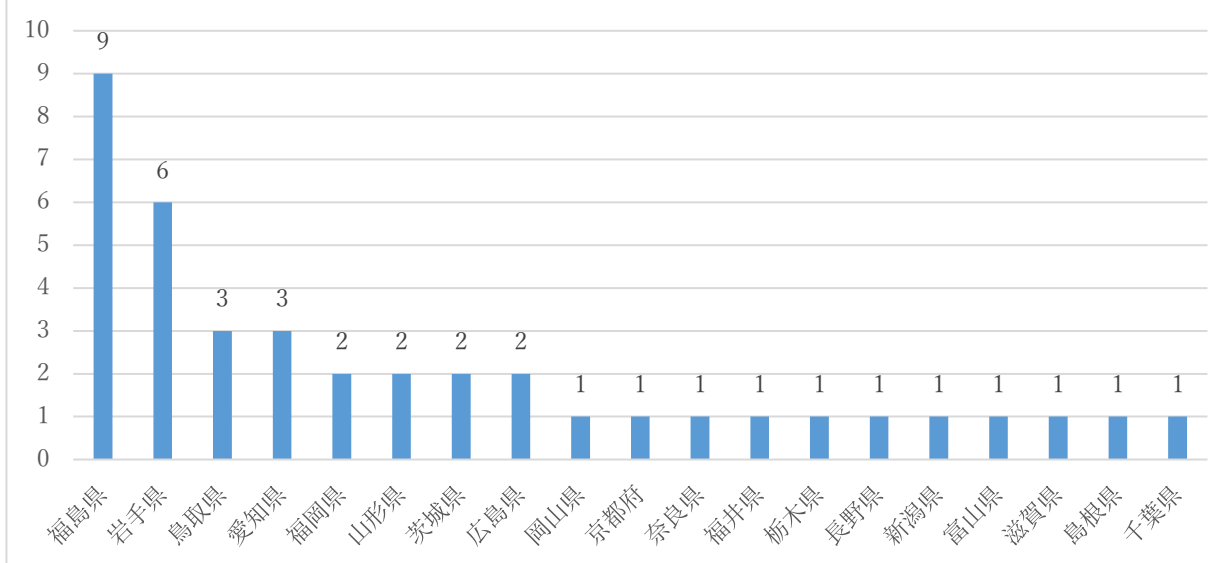
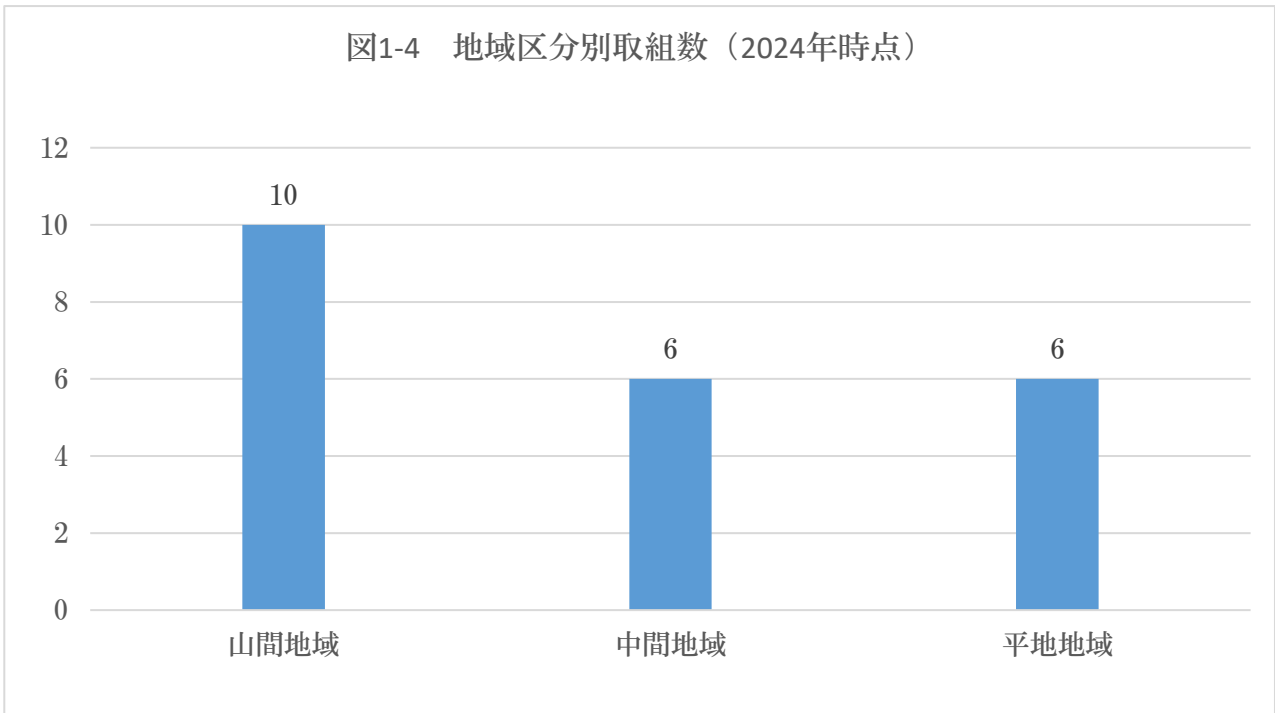
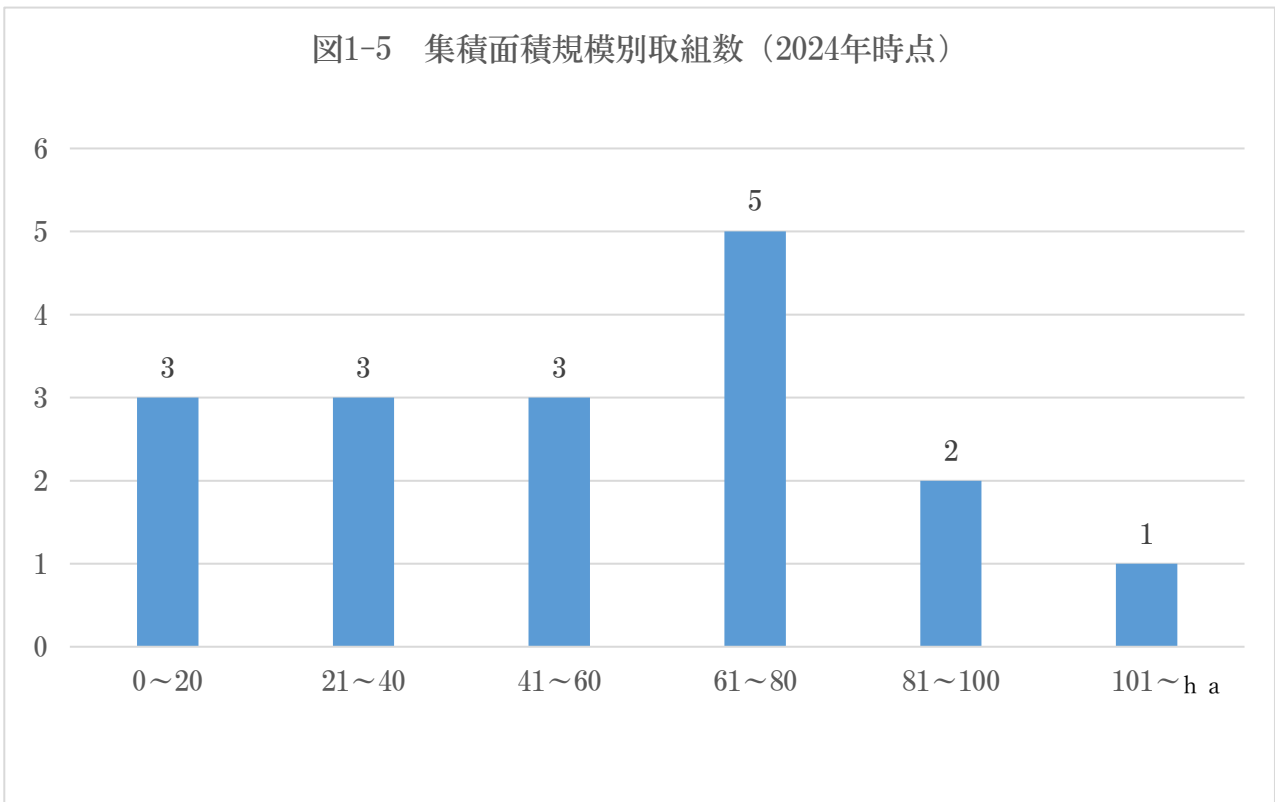


図1-4 地域区分別取組数（2024年時点）



※取組地区の地域区分の内訳データは 2024 年時点の公表値に基づく

図1-5 集積面積規模別取組数（2024年時点）



※

取組地区の農地集積面積の内訳データは 2024 年時点の公表値に基づく

(3) 地域まるっと中間管理方式の運営主体

地域まるっと中間管理方式が提唱された当初は、運営主体として非営利型の一般社団法人を設立し、機構集積協力金の交付を受けるために設立した非営利型の一般社団法人が認定農業者の認定を受ける方式で進められてきました。現在でも全国の多くの事例もこの方式となっています。

その後、紫波町では、非営利型の一般社団法人が特定農業法人となって機構集積協力金の交付を受ける方式がとられました。これは中山間地域の小規模な法人では市町村基本構想に掲げる目標所得の確保が難しいということと、法人設立の目的が利益の追求というよりは、集落で荒廃農地を発生させないことだったためです。

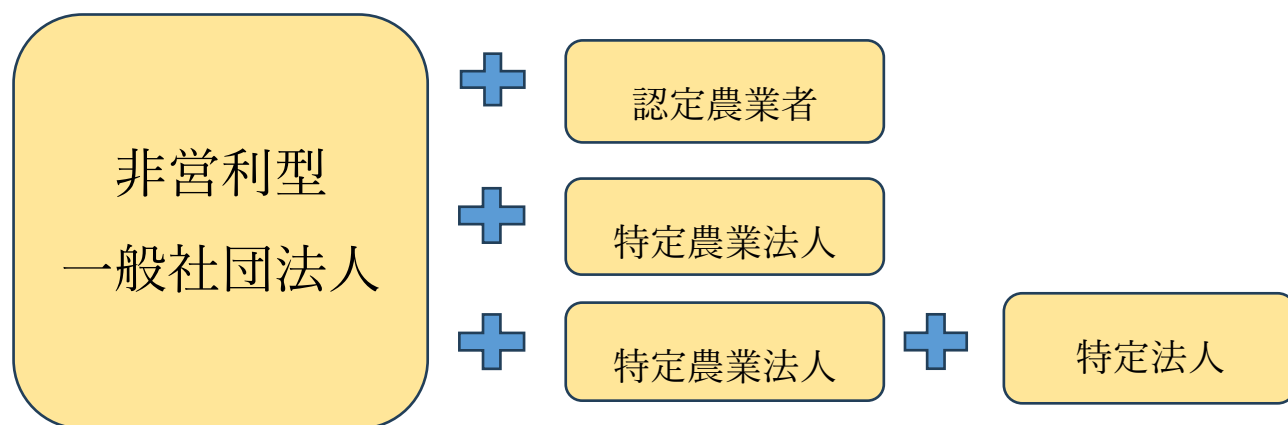
さらに、その後、非営利型の一般社団法人が特定農業法人と特定法人になる事例が出てきました。これは、非営利型の一般社団法人でも事業内容に農作業受託や機械のリース事業がある場合は、収益事業として課税対象となることから課税を避けるために特定法人となったものです。

したがって現時点では、地域まるっと中間管理方式の運営主体の認定状況は次の3つの方式となっています。

- ①非営利型の一般社団法人を設立し認定農業者の認定を受ける方式
- ②非営利型の一般社団法人を設立し特定農業法人の認定を受ける方式
- ③非営利型の一般社団法人を設立し特定農業法人と特定法人になる方式

地域の農業の特徴（平地、中山間）や基本構想に定める目標所得を達成する経営計画を策定可能なのか、また、認定に必要な事務手続きも考慮しながら適した方式で法人の認定を目指すのがいいと考えられます。

図 1-6 運営主体の認定方式



※特定農業法人とは、担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農用地面積の過半を集積する相手方として、農用地利用改善団体が作成する特定農用地利用規程に位置付けられた法人であって、農用地利用改善団体の構成員から農用地を引き受けるよう申出があったときは、これに応じることが確実と認められるという性格を有する農業経営を営む法人のことです。（基盤強化法第23条第4項）

※特定法人とは、議決権の総数の1/2以上を地方公共団体が保有する法人のことです。

表 1-1 認定農業者と特定農業法人の経営目的と経営形態

認定形態	経 営 目 的	経 営 形 態	地 域
認定農業者	目標所得確保 利益の追求	個人経営 農事組合法人 株式会社 （農地を所有する場合は株式非公 開） 特例有限会社 合名・合資・合同会社 一般社団法人（貸借のみ） NPO法人（貸借のみ）	主に平地地域
特定農業法人	農地の維持 耕作放棄地発生防止	農事組合法人 株式会社 （農地を所有する場合は株式非公 開） 特例有限会社 合名・合資・合同会社 一般社団法人（貸借のみ） NPO法人（貸借のみ）	担い手がない地域 （主に中山間地域）

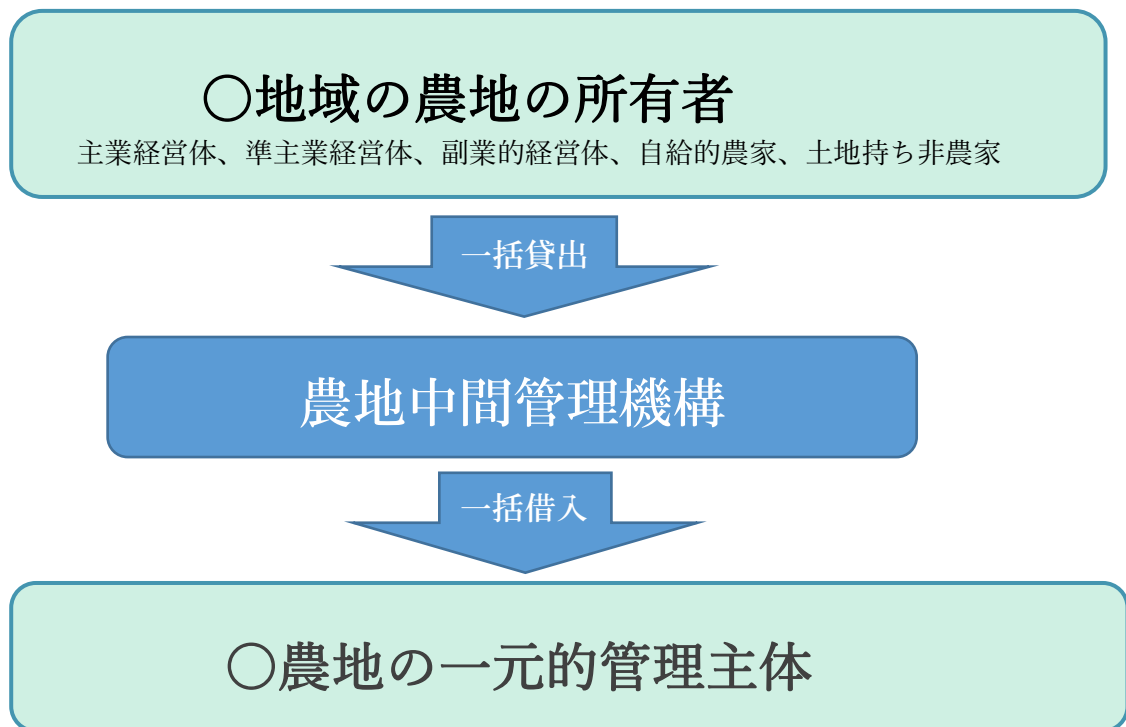
表 1-2 各法人等の認定方法とメリット・デメリット

認定内容	認定方法・要件	メリット・デメリット
認定農業者	農業経営改善計画を 作成し市町村が認定	・経営改善計画の作成で済むため事務作業が簡易である ・市町村の目標所得を確保する必要がある
特定農業法人	特定農用地利用規程 を作成し市町村が認定	・農用地利用改善団体の設立と特定農用地利用規程の作成が必要であり、事務手続き複雑である ・所得目標はないが、地域から農作業や農地貸借の申し出があった場合応じる義務がある
特定法人	議決権の総数の二分 の一以上の数を地方公 共団体が保有	・収益事業の農作業受託や農業機械施設貸付の法人税が非課税となる ・地方公共団体が運営と債務の弁済に一定の責任を負う

2.農地の一元的管理方式

(1) 農地の一元的管理方式とは

農地の一元的管理方式とは、農地中間管理事業を活用して地域の農地の所有者が一括して農地中間管理機構に貸し出し、「農地の一元的管理主体」（以下、管理主体という。）が農地中間管理機構から地域の農地を一括して借り受けて農業経営を行う方法です。



管理主体がどの法人形態を選択するかは、地域の特性や、今後、法人が目指す経営の姿を念頭において検討します。

地域まるっと中間管理方式では、非営利型の一般社団法人が管理主体となっていますが、本報告書の農地の一元的管理方式では、管理主体として多様な法人形態を想定しています。

法人形態は、営利の追求を目的にするのであれば株式会社、共同の利益を増進するのが目的であれば農事組合法人、同じ目的を持った非営利団体を目指すのであれば一般社団法人が適しています。

管理主体が農地を所有する場合は、管理主体が農地所有適格法人の要件を満たす必要があることから、法人形態は、株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、持株会社（合同、合名、合資）に限られます。

管理主体が農地を所有せず貸借のみで農業経営を行う場合は、上記の法人形態に一般社団法人、NPO 法人、社会福祉法人が加わります。

表 2-1 法人形態別特徴とメリット、デメリット

	株式会社	農事組合法人	一般社団法人	NPO
根拠法	会社法	農業協同組合法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	特定非営利活動促進法
法人の性格	営利を追求する物的会社	組合員の共同の利益増進、共同的	同じ目的を持った非営利団体	市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動
構成員	株主(有限責任) 条件を備えていれば農業者でなくてもよい。自然人、法人とも社員になれる	①組合員(有限責任)農民等であって定款で定めるもの。 ②員外従事者12/3を超えてはならない	2人以上の社員	10人以上の社員
発起人	1人以上	3人以上	2人以上	
事業内容	制限なし	・事業範囲が主に農業経営に限定される ・構成員は農家に限られる(非農家は不可)	制限なし	20分野の特定非営利活動
出資金	①現金と現物出資 ②出資は1株均一(金額に制限なし)	①金銭出資と現物出資 ②出資は1口均一(金額に制限なし) ③出資の分割振込も可	不要	不要
議決方法	各株主は原則として出資1株につき1議決権	各組合員は出資口数に関係なく1人1議決権	会員1名につき1個	各正会員の表決権は平等
事業への課税	課税	農業は無税	課税 【非営利型の場合 非営利部門は非課税	非営利部門は非課税
農地所有適格法人	○ ただし株式の譲渡制限	○	×	×
農地の貸借	○	○	○	○
認定農業者	○	○	○	○
メリット	・意思決定が早く機動的な経営が可能 ・事業内容に制限が無い ・6次産業化に適している	・平等な組織で既存の集落営農組織をそのまま法人化しやすい	・非課税型の場合機構集積 協力金に課税されない	
デメリット		・意思決定に時間がかかる ・事業内容が農業と関連事業に限られる ・雇用に制限がある ・6次産業化には適していない	・社員が増えると合意形成に時間がかかる ・剰余金を分配できない	・設立に行政庁の認証が必要 ・活動内容が限られる ・行政庁に報告の義務有

75

図 2-1 農地の利用形態と法人形態



© NotebookLM

3.全国における法人による農業経営の状況

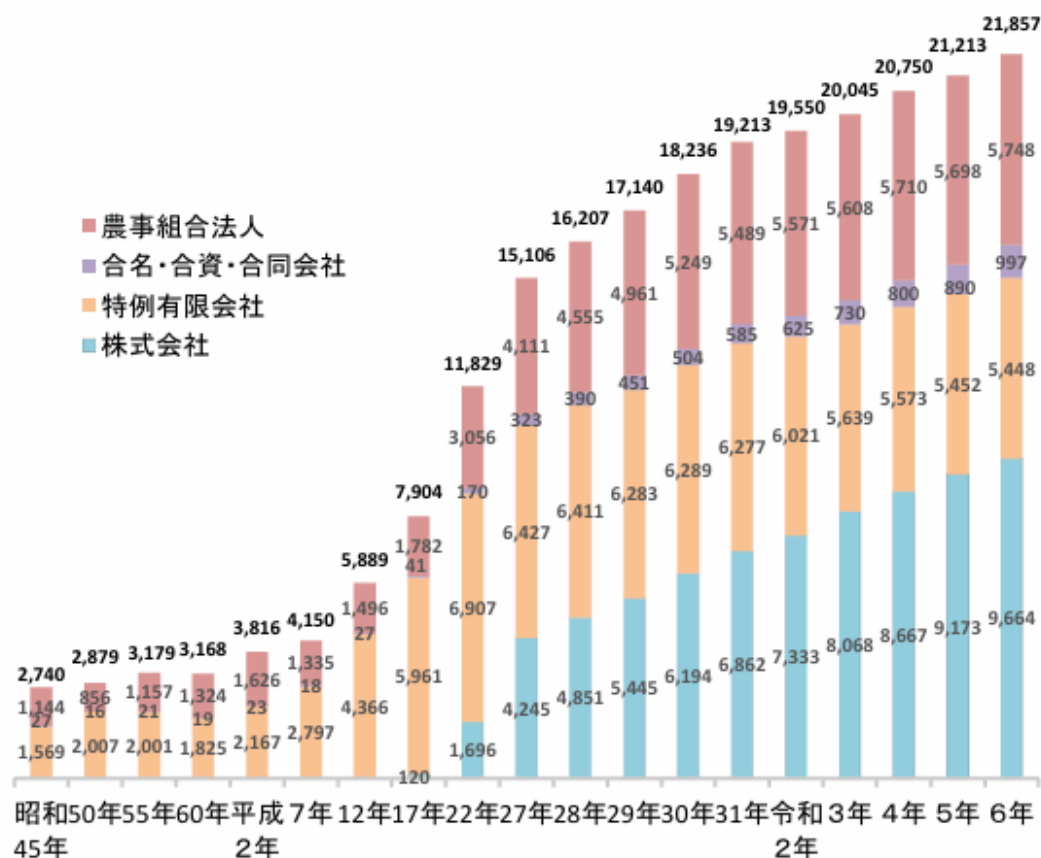
(1) 農地所有適格法人数の推移

農地所有適格法人の令和6年の法人数は21,857法人で、株式会社が9,664法人（44%）で最も多く、次いで農事組合法人5,748法人（26%）となっています。近年、株式会社形態の法人が一貫して増加しており、農事組合法人はほとんど増加していません。なお、一般社団法人、NPO法人は農地所有適格法人には含まれていません。

営農類型別法人数は、次ページ図3-2に示すように、米麦作が10,218法人（47%）で最も多く、次いで野菜3,905法人（18%）となっています。

1法人当たりの平均面積は31.7haとなっています。

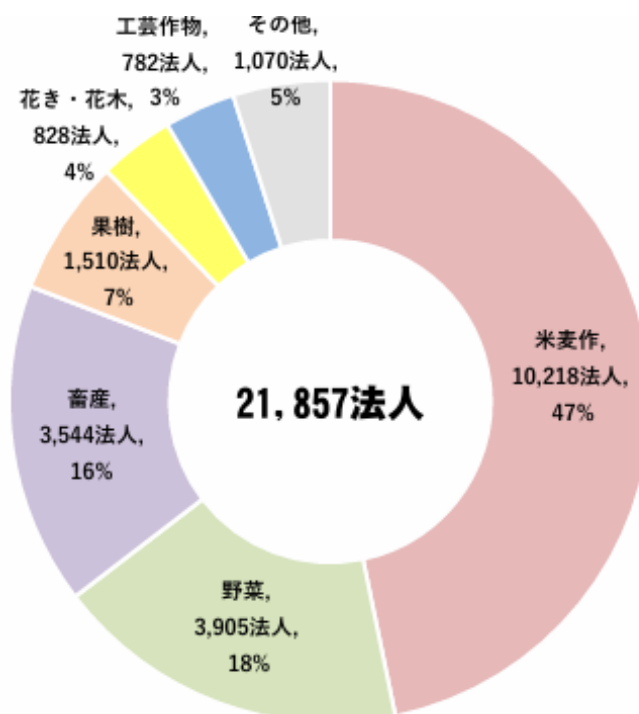
図3-1 農地所有適格法人数の推移



注：「特例有限会社」は、平成17年以前は有限会社の法人数である。

資料：農林水産省ホームページ

図 3-2 営農類型別の農地所有適格法人数



適格法人の総経営面積及び平均面積

適格法人の 経営面積の合計	692,778ha
1法人当たりの 平均面積	31.7ha

資料：農林水産省経営局調べ(令和6年1月1日現在)

資料：農林水産省ホームページ

(2) リース方式による法人経営体数の推移

農地を所有せず農地を借りて農業経営を行うリース方式による法人の経営体数は、全体で4,544法人あり、株式会社が2,928法人（64%）で最も多く、次いでNPO法人等が1,129法人（25%）となっています。近年株式会社形態の法人数が一貫して増加しています。

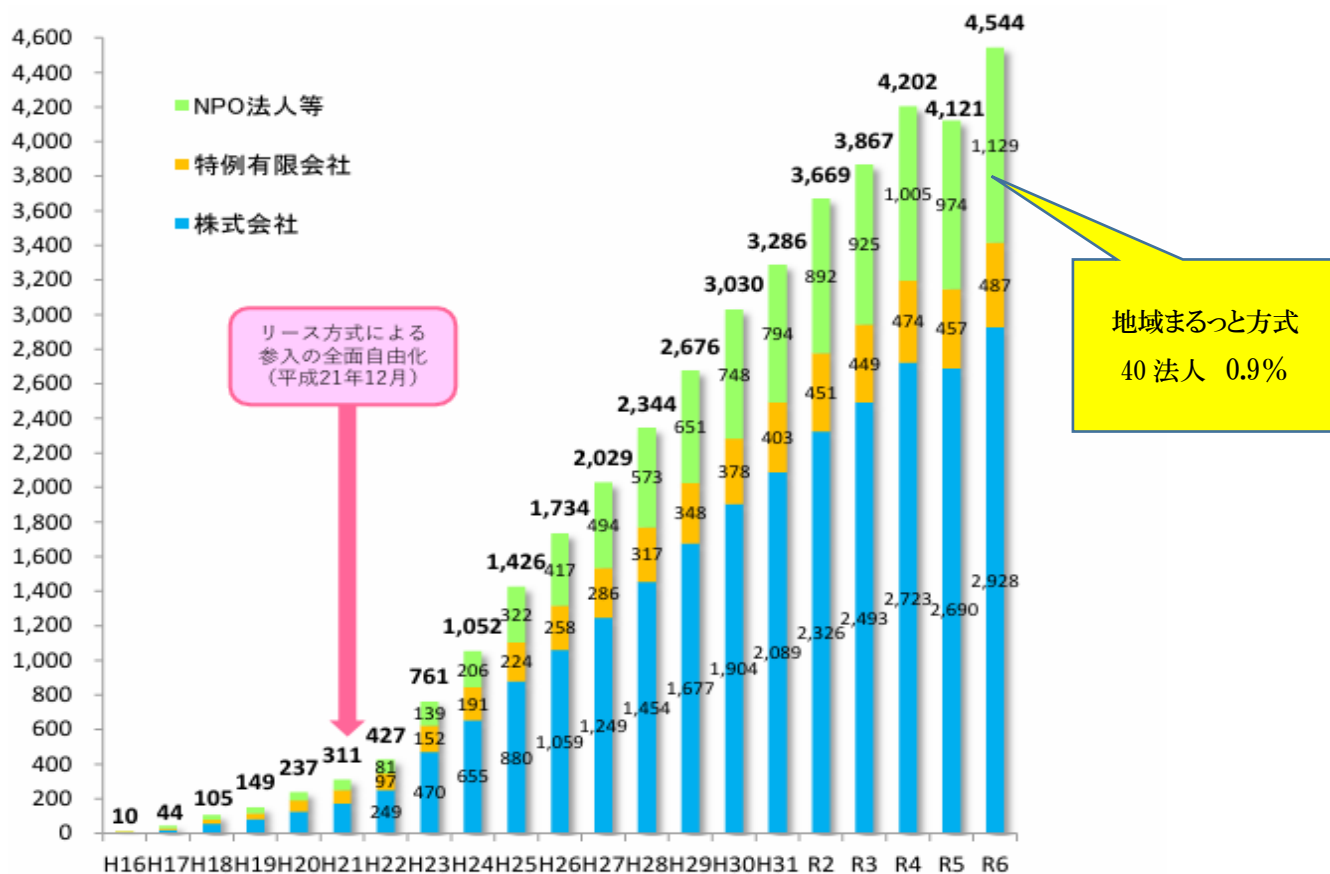
地域まるっと中間管理方式の一般社団法人数は、2026年6月現在で40法人ですのでリース方式による法人経営体数4,544経営体の0.9%と推計されます。

営農類型別法人数は、次ページ図3-4に示すように、野菜が1,842法人（41%）で最も多く、次いで米麦作1,099法人（24%）となっています。

1法人当たりの平均面積は4.0haで農地所有適格法人の平均面積31.7haに比べて小さい面積となっています。

地域まるっと中間管理方式の法人は、米麦作を中心に20ha～100ha程度の規模で経営している事例が多いとみられることから、リース方式の法人の中では経営規模が大きい法人が多いものと推察されます。

図3-3 リース方式の法人経営体数の推移



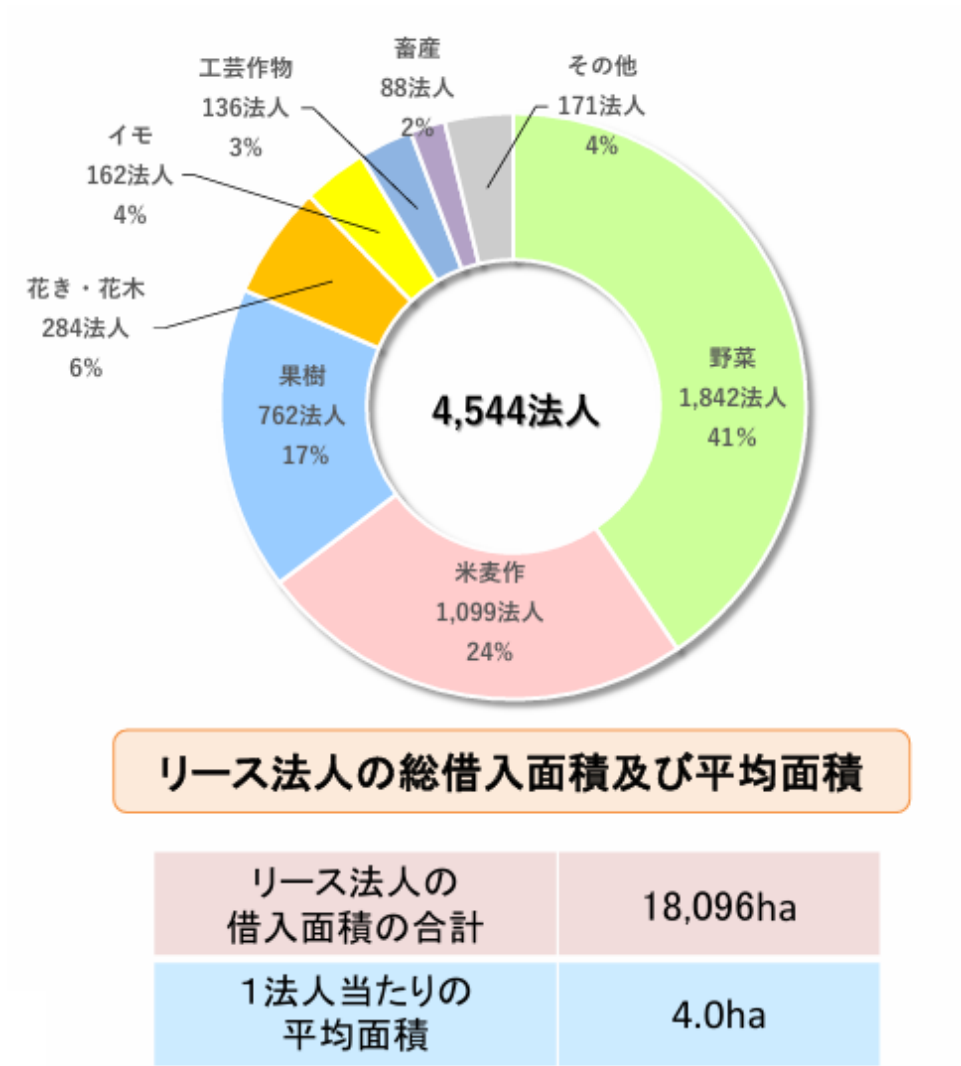
注1: 「特例有限会社」は、平成17年以前は有限会社の法人数である。

注2: 平成15年に構造改革特区制度により、遊休農地が相当程度存在する地域について、市町村等と協定を締結し、協定違反の場合には農地の貸付契約を解除するとの条件で農業生産法人(当時の名称)以外の法人のリースによる参入を可能とし、平成17年に全国展開。

注3: 令和5年調査から集計方法を変更したことに伴い、実績を精査。

注4: 法人数は延べ数(複数市町村で貸借している場合は、市町村ごとに計上)。

図 3-4 営農類型別リース方式の法人数



資料：農林水産省経営局調べ（令和6年1月1日現在）

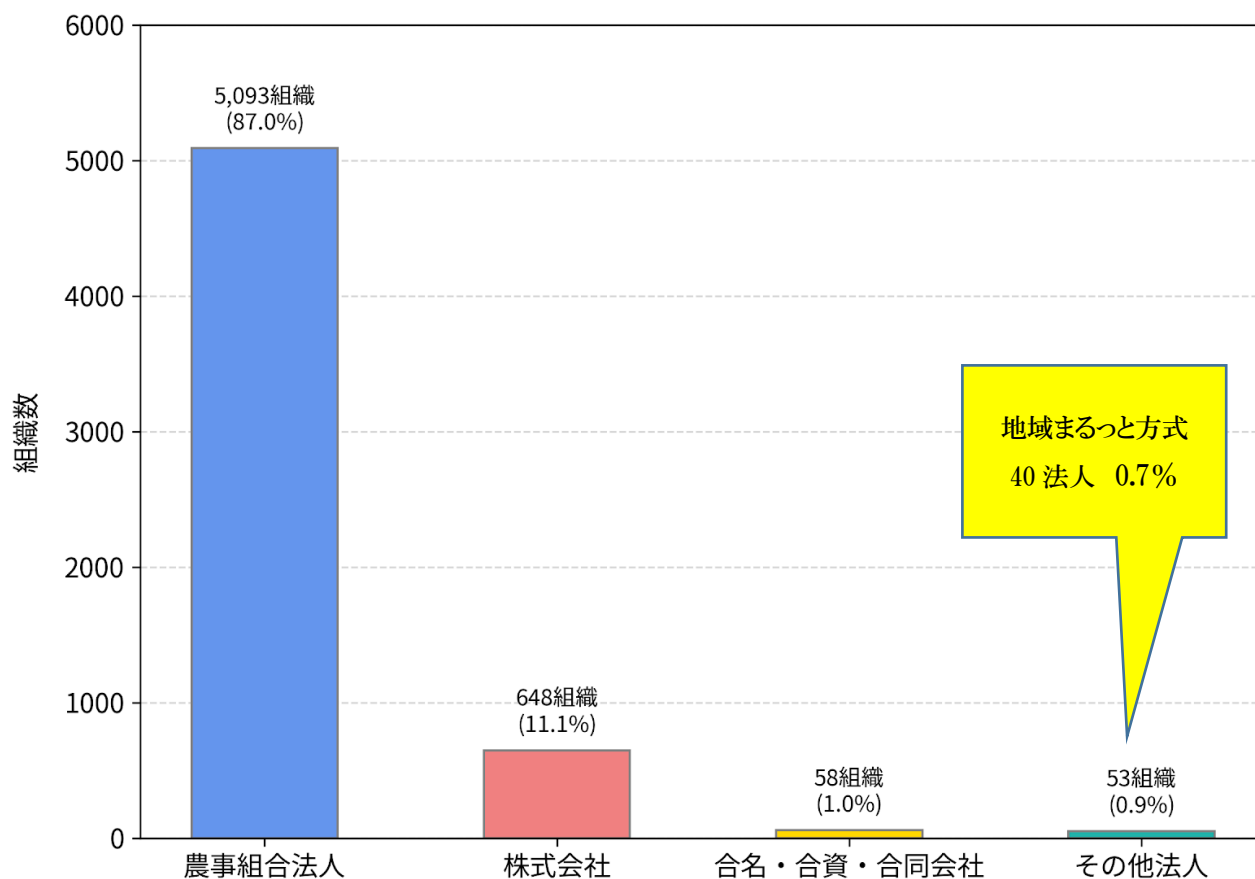
資料：農林水産省ホームページ

(3) 全国の集落営農の法人形態別集落営農数

法人化している集落営農数は、令和 7 年では 5,852 組織あり、法人形態では、農事組合法人が 5,093 組織（87%）で最も多く、次いで株式会社 648 組織（11%）となっています。

地域まるっと中間管理方式に取り組んでいる一般社団法人は、2026 年 6 月現在で 40 法人ですので、法人化している集落営農数 5,852 法人の 0.7%にあたると推計されます。

図 3-5 法人形態別集落営農数（全国・令和 7 年）



資料：集落営農実態調査 農林水産省

4. 全国の集落営農数と法人化率の推移

(1) 集落営農数と法人化率の推移

全国の集落営農数は、平成 17 年時点では 10,063 組織でしたが、平成 19 年度から始まった「品目横断的経営安定対策（現在の経営所得安定対策）」等の交付対象となったことから米・麦・大豆といった土地利用型農業を中心に設立数が急増しました。

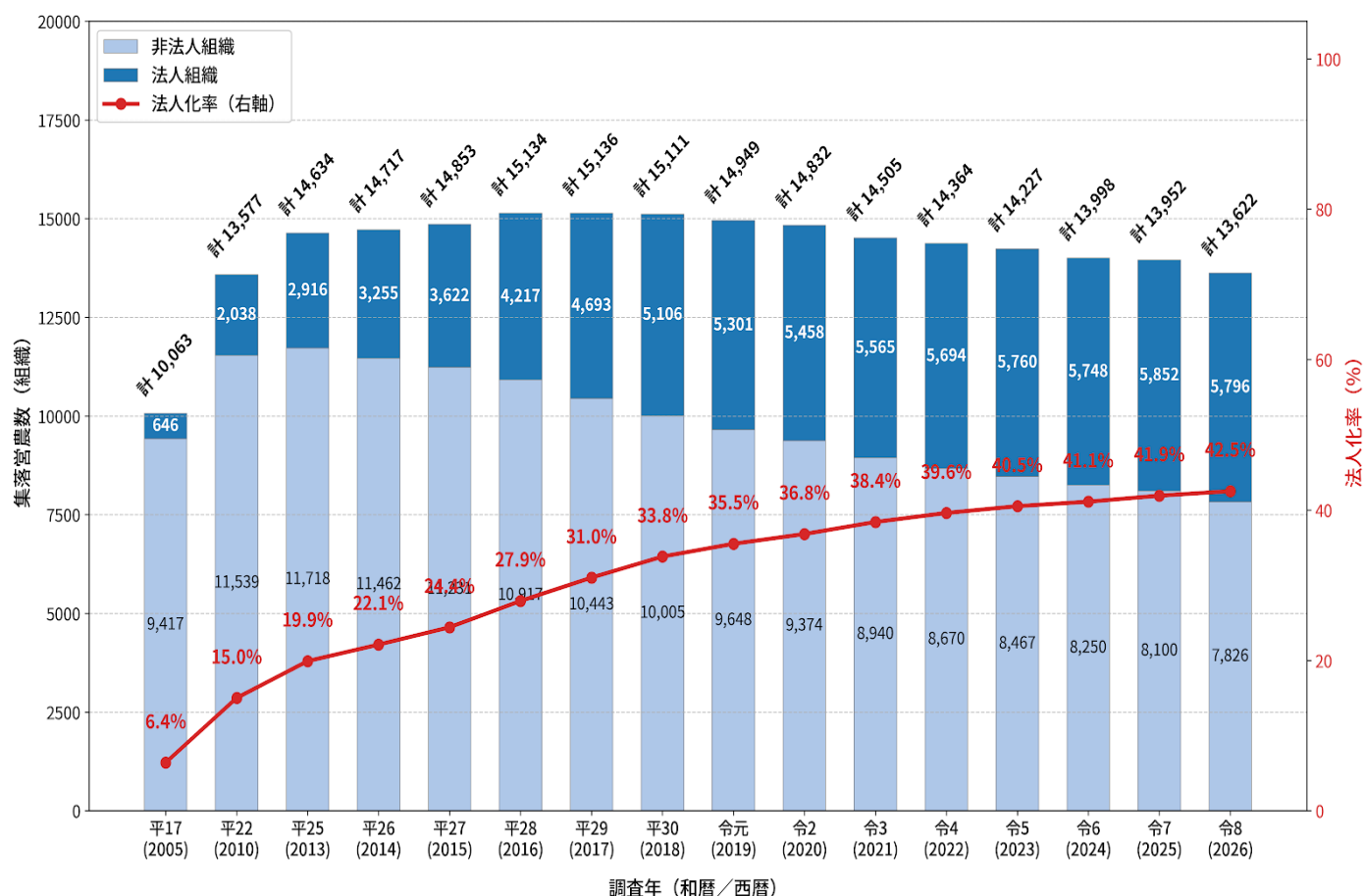
平成 29 年に 15,136 組織と最多になりましたが、その後は一貫して減少し、令和 8 年は 13,622 組織となっています。

集落営農の法人化率は、平成 17 年にはわずか 6.4%（646 組織）だったものが、令和 7 年には 41.9%、令和 8 年には 42.5%と一貫して増加していますが、近年増加率は、低下してきています。

法人化率は上昇しているもの集落営農の総数減少に伴い、法人数は、令和 7 年の 5,852 法人から令和 8 年の 5,796 法人へと減少に転じています。

経営所得安定対策の制度を創設した時点では、集落営農の加入要件に 5 年以内の法人化が義務付けられていましたが、約 20 年経過しても法人化率は 42.5%にとどまっており、当初の計画したとおりには法人化が進みませんでした。

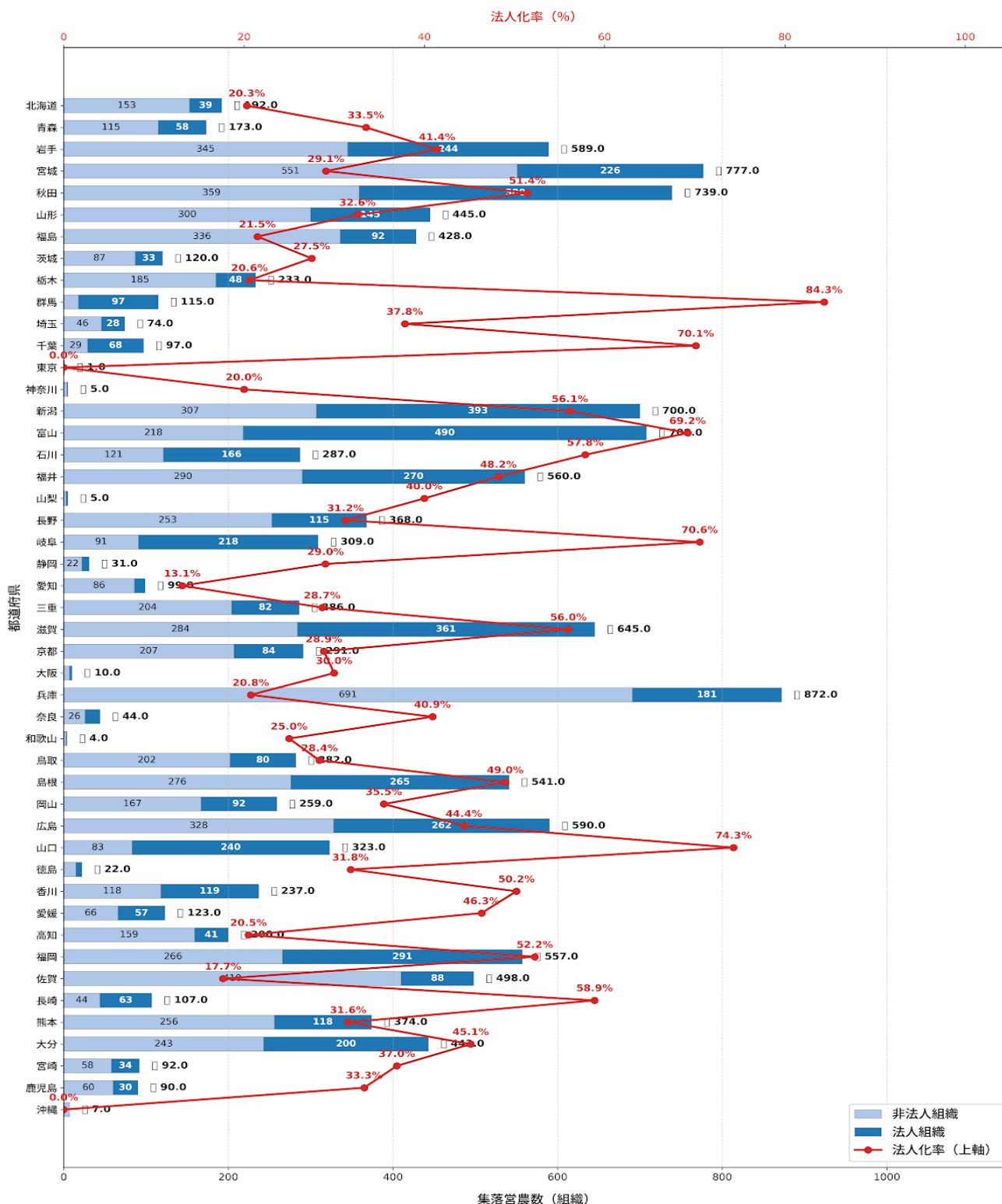
図 4-1 全国の集落営農数と法人化率の推移



(2) 都道府県別集落営農の法人化率

都道府県別の集落営農の法人化率は、ばらつきがあり、全国的には群馬県（84.3%）、山口県（74.3%）、岐阜県（70.6%）、千葉県（70.1%）、富山県（69.2%）、長崎県（58.9%）で高くなっています。東北の中では秋田県（51.4%）の法人化率が高くなっています。

図 4-2 都道府県別集落営農の法人化率（令和 7 年）

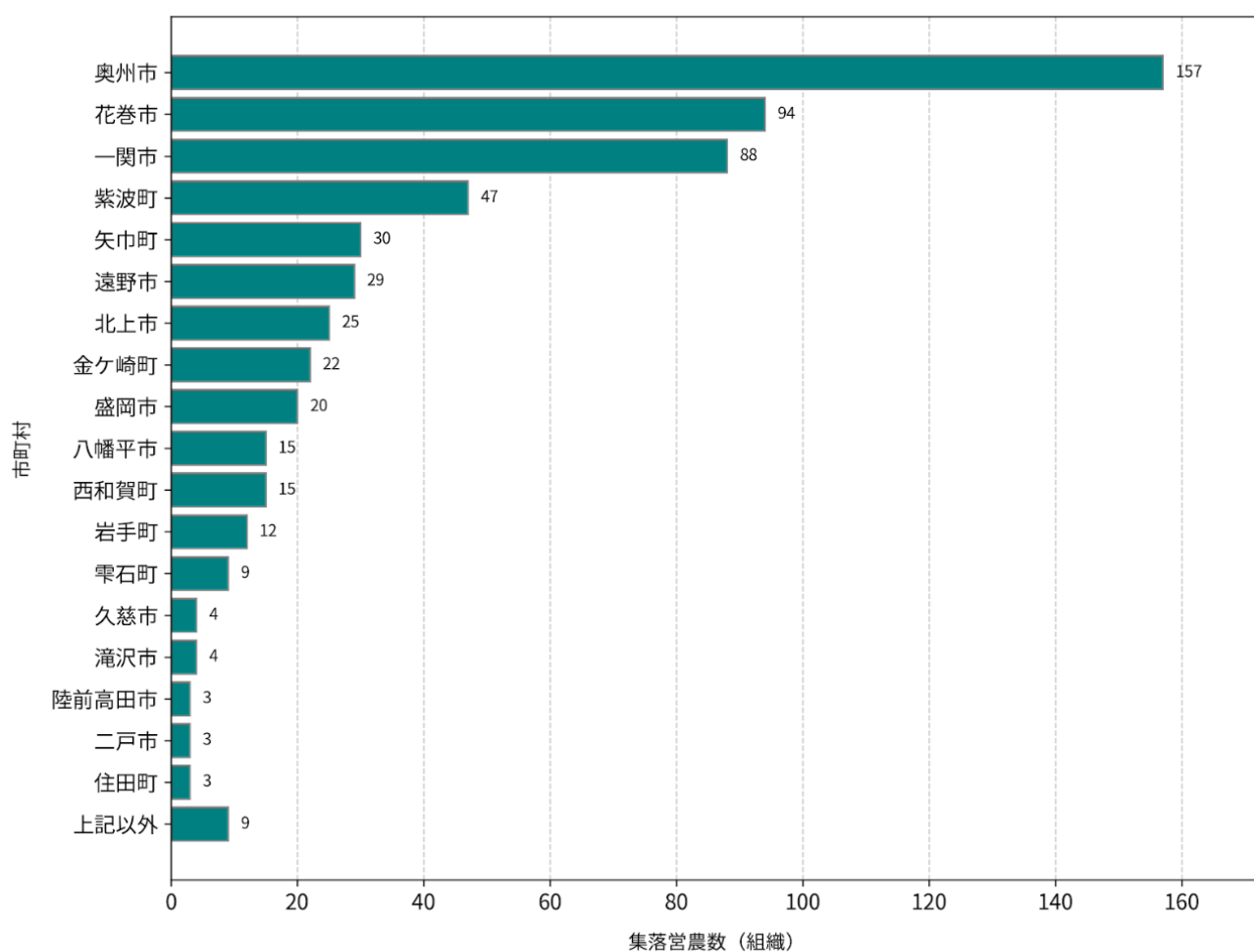


(3) 岩手県の市町村別集落営農の法人化率

岩手県全体の集落営農の法人化率は、41.4%ですが、集落営農数が20以上ある市町村別では、金ケ崎町の法人化率が100%で最も高く、次いで花巻市(52.1%)と奥州市(47.1%)、北上市(44.0%)で高く、一関市(29.5%)、紫波町(31.9%)、矢巾町(30.0%)、遠野市(13.8%)で低くなっています。

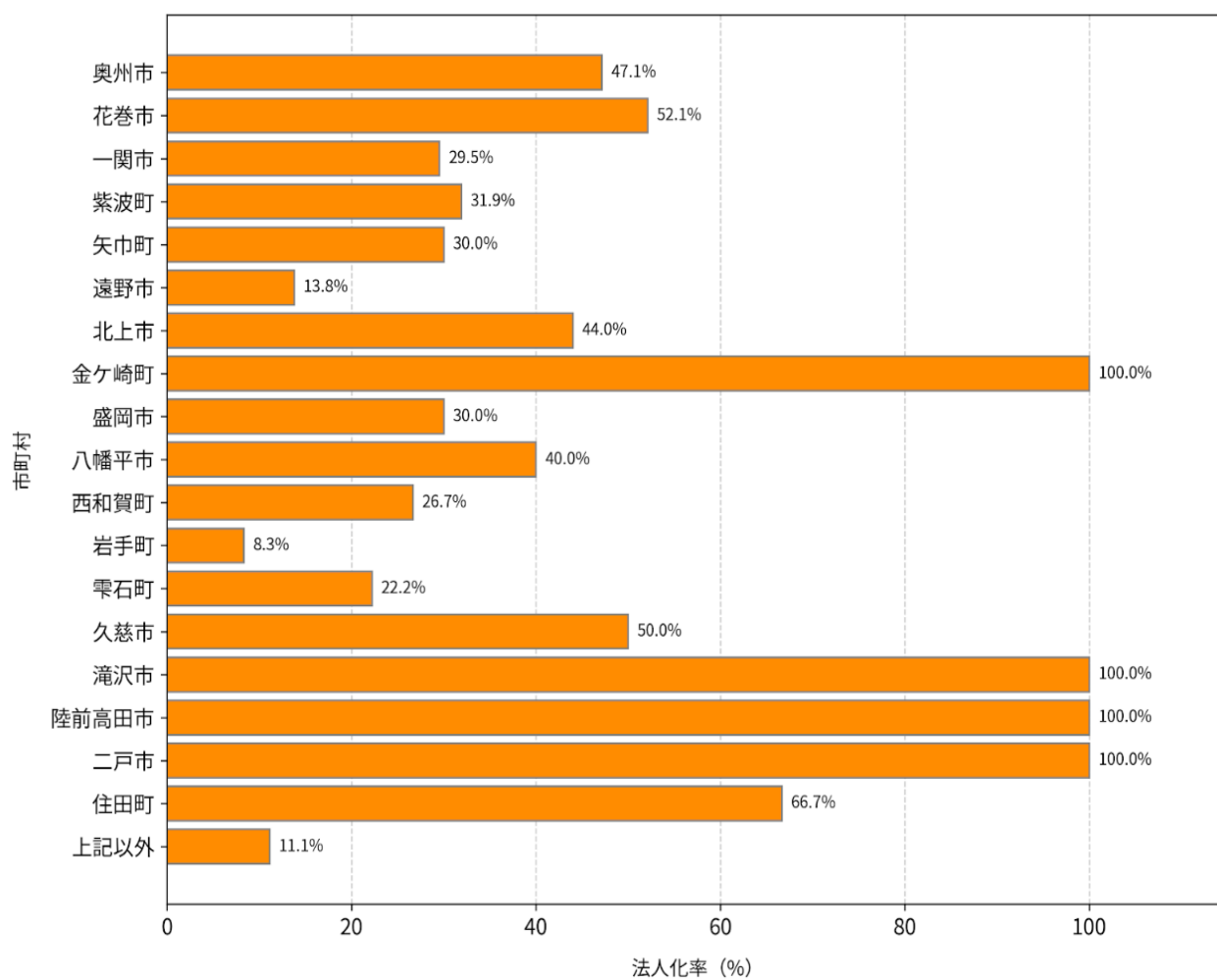
滝沢市、陸前高田市、二戸市は法人化率が100%となっていますが、もともとの集落営農数が4以下と少なかったために法人化率が高くでています。

図 4-3 岩手県市町村別集落営農数（令和7年）



資料：集落営農実態調査 農林水産省

図 4-4 岩手県市町村別集落営農法人化率（令和 7 年）



資料：集落営農実態調査 農林水産省

(4) 集落営農の法人化が進まない理由

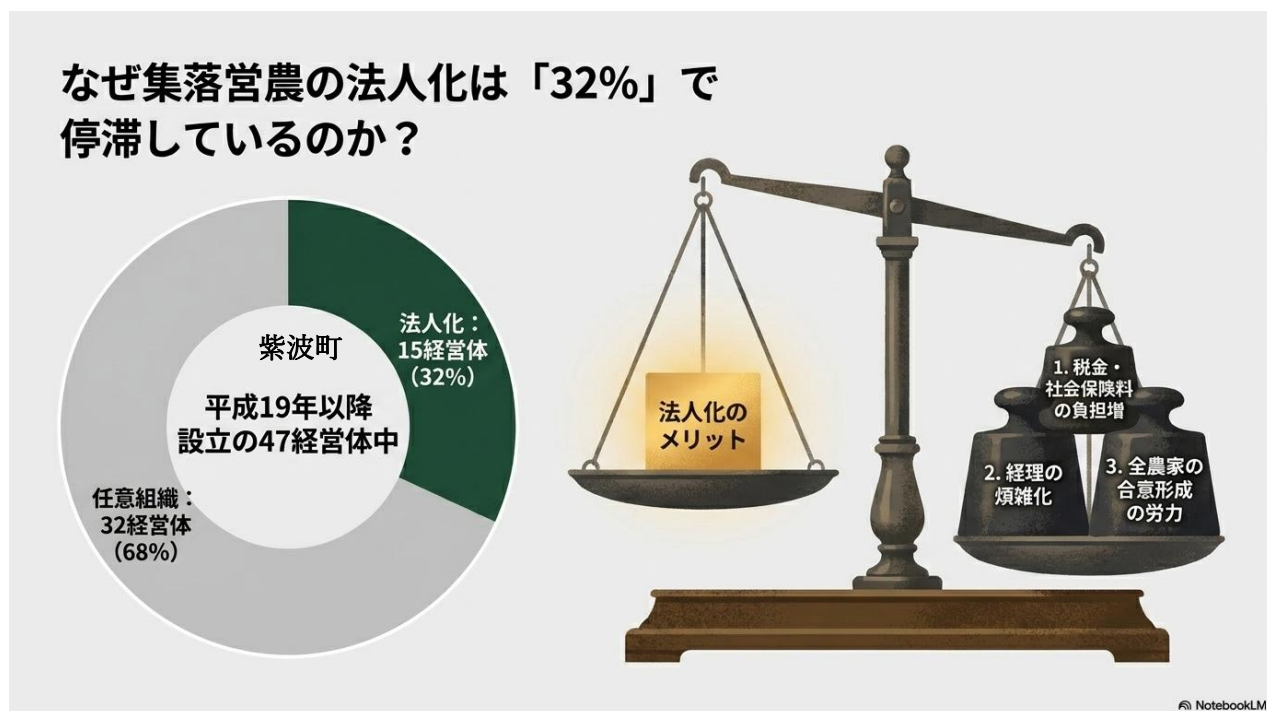
集落営農数が急増した頃の集落営農の設立の動機は経営所得安定対策の交付対象となることであり、とりあえず加入要件の経理の一元化を満たすために資材の購入や販売は集落営農組織で一元的に行うことが優先されました。

このため、集落営農組織内部では、農家ごとに枝番で管理し、個別清算する方式で運営される集落営農組織が多くありました。

集落営農の法人化が進まなかった理由の一つ目は、その後、集落営農の法人化の要件が緩和されたことと、法人化することにより法定福利費や税務の事務負担が増加する等のリスクがあること、地主層への分配が減少すること等が考えられます。

また、二つ目の理由として、法人が一元的経営を行うことにより発生する法人の経営リスクを回避したいという役員層の意識があったことも挙げられます。

図 4-5 集落営農の法人化が進まない理由



（５）法人化に伴い生じる事務負担

任意組織の集落営農が法人化に伴い生じる事務負担を具体的に挙げると次のようになります。

○労務管理（雇用管理）

源泉徴収:従業員に給与を支払う際、所得税を差し引いて国に納める事務が必要です。

社会保険・労働保険:従業員の入退社手続き、毎月の保険料計算、年度更新などの事務が発生します。これらは義務であり、未加入は大きなリスクとなります。

○企業会計の導入

任意組織のような簡易な収支計算書ではなく、貸借対照表や損益計算書を作成する「企業会計」が求められます。これは経営成績を「見える化」するために必須であり、若者が就職先として魅力を感じる「経営の透明性」に直結します。

○経営リスクの集中

これまで農家個人が負っていた作業リスクや損害リスクが、法人に集約されます。これは「誰か一人に責任が偏る」ことを防ぐメリットがある一方、法人が倒産すれば全てが失われるという厳しい側面もあります。そのため、「法人化＝経営の近代化」として、利益を内部に留保し、万が一の際の補償能力を高める経営体制が求められます。

表 4-1 集落営農の法人化に伴う主な変化と増加する事務負担

項 目	任意組織（現状）	法人化（移行後）	備考・対策
事務負担	比較的簡素（会計報告が中心）	大幅に増加（適正な労務・税務管理が必要）	事務員配置や IT 化が鍵
源泉徴収	原則なし（例外あり）	毎月の給与計算・所得税納付が必須	経理事務の専門化が必要
社会保険	構成員の個人負担	法人としての加入義務（健康・厚生年金）	法人負担分がコスト増に
労災・雇用保険	原則なし	従業員（構成員含む）への加入が必須	雇用責任の明確化
税務コスト	住民税等が中心	法人税・地方税の申告・納税	赤字でも均等割が発生
外部専門家	不要な場合が多い	税理士等の顧問料が発生	決算の信頼性向上のため
会計基準	単式簿記等でも可	複式簿記（企業会計）が原則	経営管理の高度化
経営リスク	構成員が個別負担	法人が一元的に全責任を負う	内部留保とリスク管理が必要

表 4-2 法人化に伴う具体的な事務の増加

届け出先（窓口）	提出する主な書類	手続きの目的と具体的な事務
①税務署 （国税の窓口）	・ 法人設立届出書 ・ 青色申告の承認申請書 ・ 給与支払事務所等の開設届出書 ・ 消費税課税事業者選択届出書（※インボイス登録を行う場合など）	・ 法人としての納税義務を開始する。 ・ 税制優遇（青色申告）を受ける。 ・ 源泉徴収（給与天引き）事務をスタートする。 ・ 消費税の納税義務（インボイス発行事業者になるか等）を確定させる。
②都道府県税事務所&市区町村の税務課	・ 法人設立届出書（地方税用）	・ 法人都道府県民税、法人市民税の開始手続き。 ※利益が赤字でも、年約7万円の「均等割」が発生するベースとなる。
③年金事務所 （社会保険窓口）	・ 新規適用届 ・ 被保険者資格取得届	・ 健康保険・厚生年金への加入手続き。 ※法人は、社長1人のみや構成員のみでも強制加入となります。
④労働基準監督署 （労災の窓口）	・ 労働保険関係成立届 ・ 概算保険料申告書	・ 労災保険（工作中的のケガの補償）の開始。 ※集落営農の構成員が「作業員（労働者）」として働く場合に必須。
⑤ハローワーク （雇用保険窓口）	・ 雇用保険適用事業所設置届 ・ 雇用保険被保険者資格取得届	・ 雇用補償（失業給付など）の開始。 ※週20時間以上働く従業員や若手スタッフを雇う場合に必須。
⑥農業委員会 （農地管理窓口）	・ 農地所有適格法人報告書	・ 法人として農地を所有・借入し続けるための要件（議決権や役員構成など）を満たしているかの年次報告。

①と②（税金関係）は税理士、③～⑤（保険関係）は社会保険労務士（社労士）に委託すれば、書類作成から提出まで全て代行してくれます。⑥の農業委員会への報告と、毎年の決算・労働保険の更新を除けば、大半の手続きは法人を作った最初の1回だけで済むものです。

社会保険や雇用保険への加入手続き（③・④・⑤）があるからこそ、地域の若者やUIターン者が「安心して就職できる魅力的な会社」としてのスタートラインに立つことができます。

専門家への委託費用は発生しますが、それも含めて「事業計画（予算）」にあらかじめ組み込んでおくことが、持続可能な経営体への第一歩となります。

後述する特定農作業委託方式、担い手枝番管理方式はいずれも法人形態としての経営管理方式ですのでこのような負担が発生します。

具体的に必要な届、届け先、提出時期等については、税理士、社会保険労務士に相談しながら進める必要があります。

表 4-3 必要な届と提出先、提出のタイミング

必要な届け出・手続き名	主な提出・届け先	提出のタイミング / 概要
法人設立届出書	税務署、都道府県税事務所、市区町村	設立後 1～2 ヶ月以内。 国税・地方税の開始手続き。
青色申告の承認申請書	税務署	設立後 3 ヶ月以内。 税制上の優遇を受けるために必須。
給与支払事務所等の開設届出書	税務署	開設から 1 ヶ月以内。 源泉徴収事務を開始するために必要。
新規適用届	年金事務所	設立から 5 日以内。 法人は健康保険・厚生年金への加入が義務。
被保険者資格取得届	年金事務所	採用・移行後 5 日以内。 役員や従業員を加入させる手続き。
労働保険関係成立届	労働基準監督署	雇用後 10 日以内。 労災保険を適用するための手続き。
雇用保険適用事業所設置届	ハローワーク	雇用後 10 日以内。 従業員が雇用保険を使うための手続き。
農地所有適格法人報告書	地元の農業委員会	毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内。 農地を保持・利用し続けるための必須報告。

※具体的に必要な届、届け先、提出時期等については、税理士、社会保険労務士に相談しながら進める必要があります。

5. (一社) 里地里山ネット漆立の設立経過と現状の課題

(1) 設立経過と運営の仕組み

漆立集落で経営規模が大きい担い手が急死したため、遺族から農地の扱いについて漆立集落営農組合に相談がありました。

漆立集落営農組合の組合長がこの課題を解決するために紫波町役場に相談に来ました。

当時、紫波町役場では、愛知県で取り組みが始まった「地域まるっと中間管理方式」が町内で取り組めないか検討していたところだったので、組合長に「地域まるっと中間管理方式」を紹介しました。

漆立集落営農組合の目指す姿が「地域まるっと中間管理方式」に近かったため、漆立集落営農組織を母体にして(一社)里地里山ネット漆立を設立し「地域まるっと中間管理方式」に取り組むことになりました。

【前身：漆立集落営農組合の概要】

○水稻：枝番清算方式（プレミアム方式）

販売権は組合で持っているが、作業は各農家に委託、清算金が出れば農家の販売額に応じてプレミアム金として分配していました。

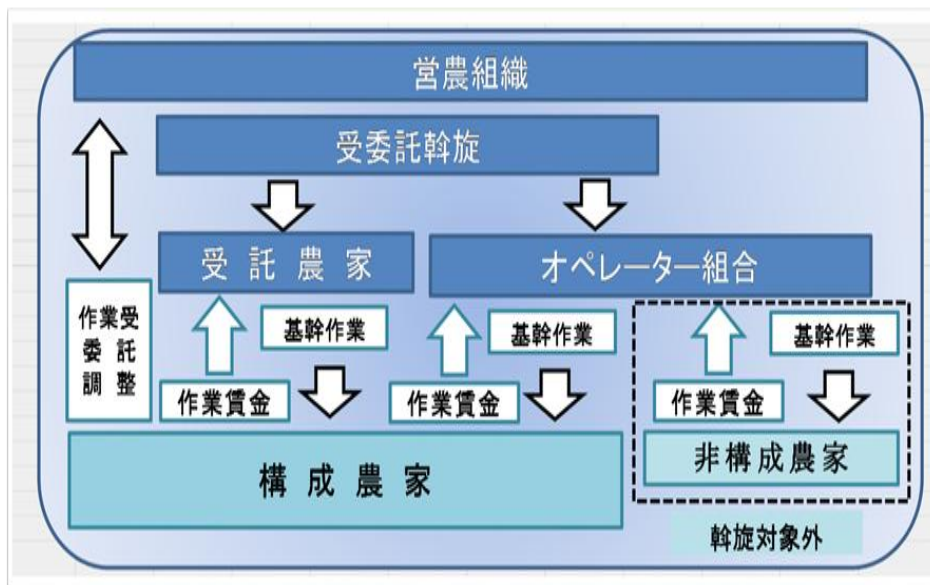
○小麦：プール清算方式

基幹作業、肥培管理作業を組合の小麦部会で実施、小麦部会として別会計で清算していました。

○機械：斡旋方式

組合では機械を所有せず、作業受託希望農家とオペレータ組合に作業を斡旋していました。

図 5-1 前身の漆立集落営農組合の概要

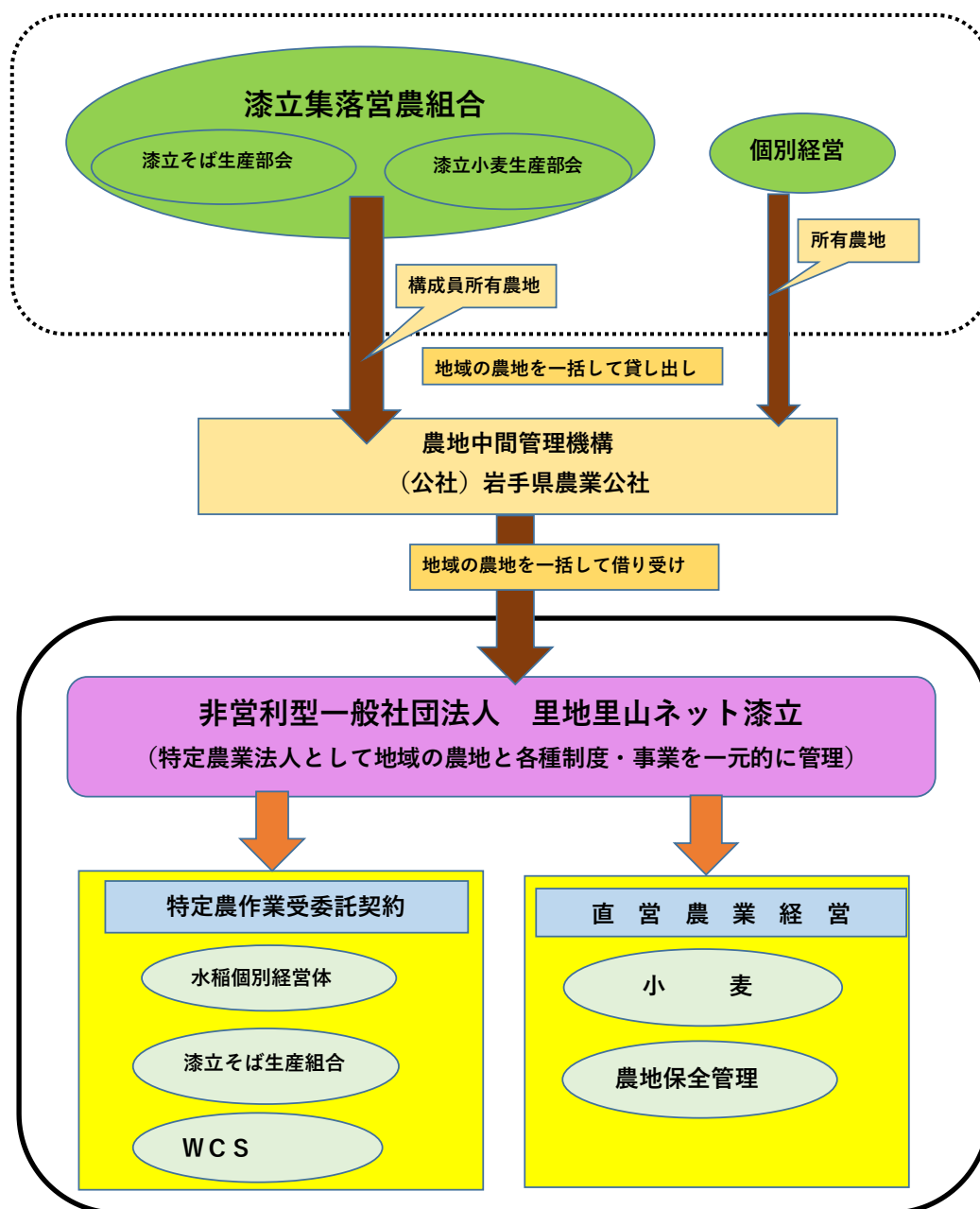


作成：一般社団法人 里地里山ネット漆立 理事長 漆澤清孝

【(一社) 里地里山ネット漆立の概要】

- (一社) 里地里山ネット漆立の農地中間管理事業を活用した取組概要は以下の通りです。
- ① 漆立地域の漆立集落営農組合の構成員の所有地とそれ以外の個別経営の農家の所有地を、農地中間管理事業を活用して一括して農地中間管理機構に貸出
 - ② (一社) 里地里山ネット漆立が農地中間管理機構から地域の農地を一括して借入
 - ③ (一社) 里地里山ネット漆立が特定農業法人となって引き受け手のない農地と小麦を直営で経営
自作希望の水稻個別経営体や漆立そば生産組合には、特定農作業委託方式で作業委託

図 5-2 (一社) 里地里山ネット漆立の概要



○特定農業法人を選択した理由

- ・法人の目的が所得確保ではなく、荒廃農地の発生を防止することだったため。

- ・紫波町の基本構想で示している主たる従事者の目標所得の達成が困難と考えられたため。
- ・特定農業法人になると認定農業者とみなされ、地域集積協力金の交付を受け取れるため。
- ・特定農業法人には、地域の農地を責任もって維持管理する役割があったため。

表 5-1 農事組合法人と一般社団法人（非営利型）の違い

比較項目	(農事組合法人 / 株式会社)	(一般社団法人 - 非営利型)
主目的 (Primary Goal)	構成員の所得向上・利益追求	里地里山の景観保全・耕作放棄地ゼロ
事業の制限 (Business Limits)	農業関連に制限されることが多い	事業内容に制限がなく、柔軟な地域活動が可能
対象者 (Inclusivity)	主に農家のみ	担い手、自作希望農家、土地持ち非農家が「共存」できる器
税制・補助金メリット (Financial Edge)	(標準的な税制)	非営利型にすることで「機構集積協力金」が非課税になる。 中山間地域等直接支払等と一体的な運営が可能。

利益の追求ではなく、地域の「農地維持の受け皿(セーフティーネット)」として機能させるための必然的な選択。

54

○特定農作業委託方式を選択した理由

- ・自作希望農家が自分の農産物を自分で販売することにより営農のモチベーションが維持・向上できるため。
- ・農地の利用権を法人が持つことによって、特定農作業委託により耕作場所を柔軟に変更可能になり、ブロックローテーションがしやすくなるため。
- ・ブロックローテーションを行う上で年によっては稲を作付けできない農家が出てくるが、その農家の育苗施設や機械を有効活用するために、自己所有地以外の農地で稲作を行うことが必要になるため。

○法人化したメリット

- ・非法人の集落営農組織の時期には、水稻の収支を枝番管理していたが、法人化により枝番管理する必要がなくなり事務が軽減されました。
- ・自作希望農家と特定農作業受委託契約 1 本で済み事務が軽減されました。
- ・管理主体が一元的に地域の農地の利用権を持っているため、離農する農家の農地を経営規模拡大志向農家に特定農作業委託し荒廃農地の発生を防止できました。
- ・管理主体設立後 2 戸の農家が離農したが、離農した農地のセーフティーネットとなっています。

(2) 期待される効果

①効率的な農業経営の実現

水田作経営を効率的に行うためには、担い手への農地の集積や集約化して団地化することが必要ですが、地域の農地をすべて借り入れて一元的に管理する仕組みがあれば、農地の集積と集約化が容易になると考えられます。

②農地のセーフティーネット

地域の農地を一元的に管理する仕組みを作ることで、離農した農家の農地の荒廃防止につながり、地域の農地のセーフティーネットとしての役割を果たすことが期待できます。

特に、中山間地域など、大規模な水田作経営体がない地域で荒廃農地の発生を防止するために有効な選択肢といえます。

③非農家を含めた組織化

管理主体が一般社団法人の形態をとった場合、農事組合法人と異なり、農家だけでなく土地持ち非農家や消費者も含めた組織化が可能なことから、離農した農家や地域外の消費者も会員になることも期待できます。

④多様な志向を持った農家との共存

管理主体から特定農作業委託方式を採用することで、自作志向農家や規模拡大志向農家との共存が可能となり、多様な志向を持った経営体と共存が可能と考えられます。

(共存の例)

○土地持ち非農家や規模縮小志向農家

管理主体が農地中間管理機構から農地を借り入れて地代を支払います。

○自作志向農家（労働力はあるが大型機械がない農家など）

管理主体が機械作業を受託したり、栽培管理作業を委託して管理料を支払います。

○規模拡大志向農家（労働力も大型機械も所有している担い手農家）

管理主体から特定農作業委託をすることで、経営規模拡大を支援し、担い手のモチベーションの維持・向上につなげます。

⑤地域外からの担い手誘致

混住兼業地域など担い手が不足している地域で、地域内の認定農業者等の担い手だけでは、地域の農地を引き受けきれない場合に、管理主体が地域の農地を集積し、特定農作業委託方式を採用して地域外の担い手に農地を維持管理してもらうことも可能になるのではないかと考えられます。

⑥多様な事業展開

管理主体が一般社団法人の形態をとった場合、事業内容に制限がないため、農業生産にとどまらず、中山間地域の生活維持のための高齢者生活支援や、交流人口増加のための都市農村交流事業や景観維持、史跡管理など多様な事業を行うことも可能になります。

(3) 現状の課題

(一社)里地里山ネット漆立は、全国で5番目、東日本では最初に設立した事例となっていますが、その後町内での設立はなく、普及が進んでいません。

農地の一元的管理主体の設立が進まない理由は、現在ある非法人の集落営農組織は、設立後約20年経過しても法人化されておらず、現時点でも法人化する意欲が低いことと、また、農地の一元的管理方式を実現するためには、地域全体の合意形成を必要とすることから、合意形成に多大の労力を要することが挙げられます。

また、一般社団法人形態で農業を行う事例が少ないため、一般社団法人が農業経営を行う具体的なイメージを描きにくいこと、特定農作業委託方式が理解しにくいことも一因と考えられます。

特定農作業委託方式では、法人内部に労働力、機械施設、栽培技術等の経営資源が蓄積されないことから、法人の経営が持続できるかという懸念も持たれています。当町で先行している(一社)里地里山ネット漆立の場合も設立後6年が経過していますが、法人への経営資源の集積がなかなか進んでいない状況です。

法人へ経営資源の集積が進まないままでは、法人としての一元的な経営が確立されないため、特定農作業委託方式で作業受託している担い手が高齢化してリタイアすると法人として集積した農地を管理できなくなる恐れがあります。

このため、現在の特定農作業委託方式から、経営資源を法人に集積していくために経営方式を段階的に高度化していくことが必要と考えられます。

図 5-4 農地の一元的管理主体の創設が進まない理由



図 5-5 特定農作業委託方式の仕組み

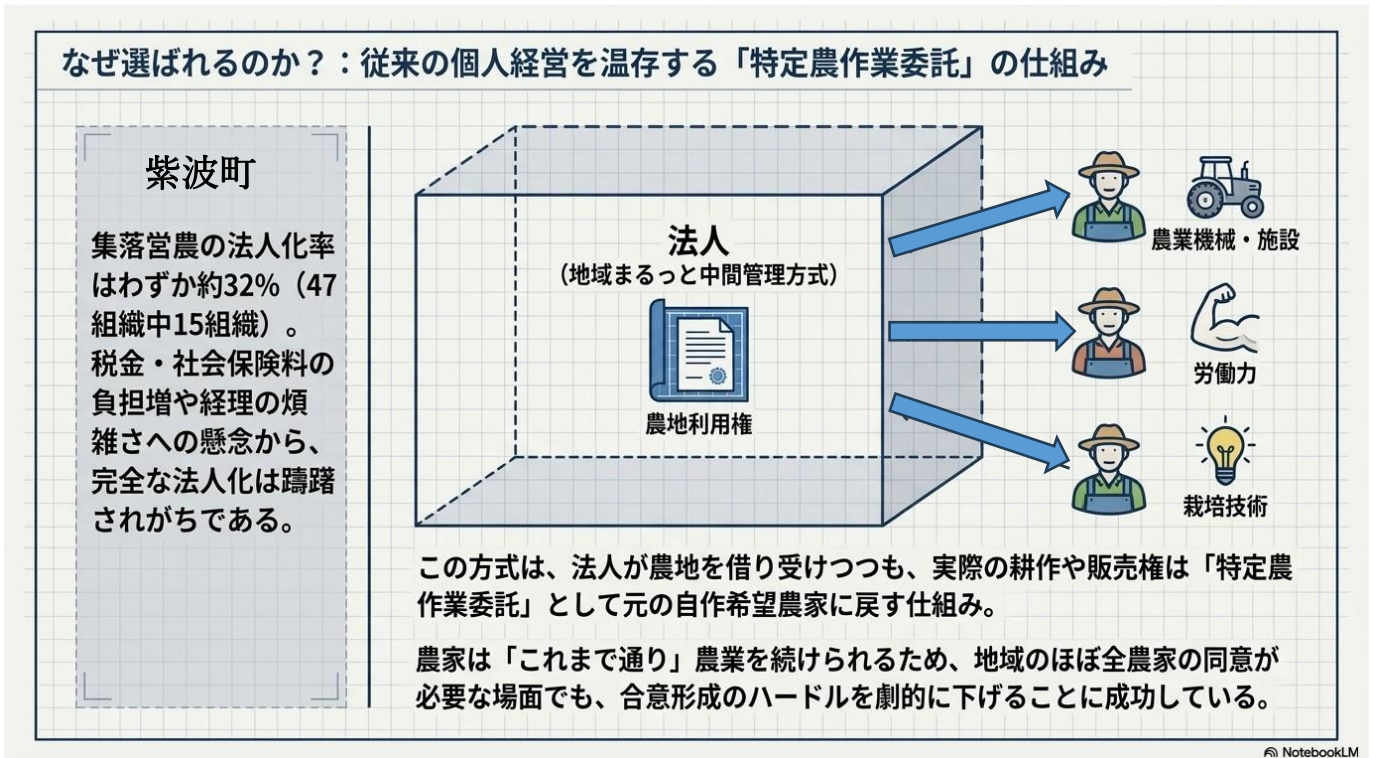


図 5-6 合意形成と経営の持続性

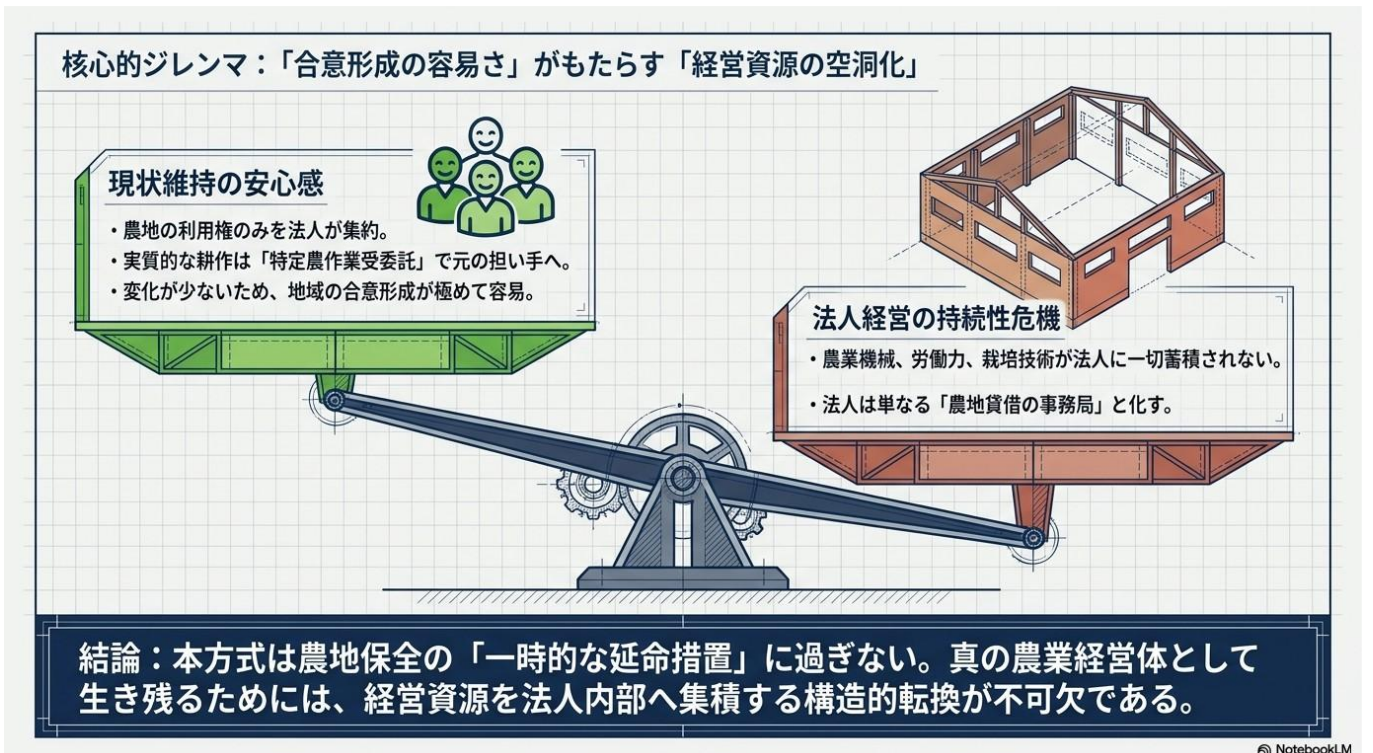
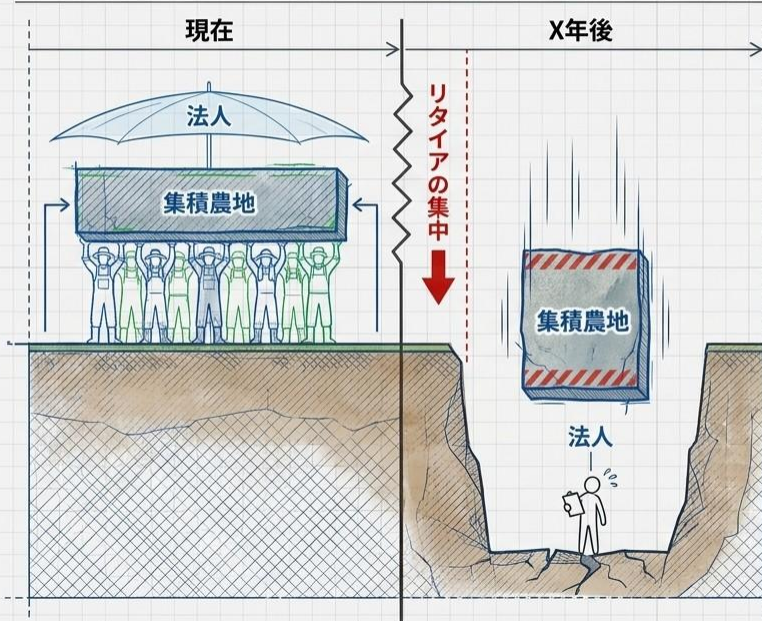


図 5-7 担い手のリタイアと集積した農地

目前に迫る時限爆弾：
「一斉リタイア」による地域農業の崩壊シナリオ



- 「まだ耕作できる間は従来通り」という猶予期間は、高齢化の限界とともに一斉に終わりを迎える。
- 自作農家が離農した瞬間、実質的な耕作能力（直接経営）を持たない法人が、膨大な農地の「受け皿」として機能不全に陥る。
- 事前の準備（機械の調達、人材育成）がなければ、地域農業は一夜にして破綻するリスクを孕んでいる。

6.段階的な合意形成と経営の一元化の考え方

(1) 想定される経営方式の発展段階

農地の一元的管理方式は、農地の集積と集約化に大きな成果が期待できるものの、これを実現するための農地の一元的管理主体の創設がなかなか進んでいません。

管理主体の創設が進まない理由の1つ目は、集落営農の法人化に伴う事務負担やコストが増加するため任意組織の集落営農の役員が法人化をためらっていることが挙げられます。

2つ目は、地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し出して一元的管理主体が一括して農地を借り入れるという合意形成に多大の労力を要するという課題があります。

そのため、本報告書では、合意形成をスムーズに進めながら、経営の一元化を図るために、現存する特定農作業委託方式（地域まるっと中間管理方式）、枝番管理方式の集落営農、一般的な農業法人の経営方式を参考にしながら、経営の高度化を段階的に進める考え方を整理したものです。

法人の設立当初は、集落営農組織の法人化のリスクを低く抑えながら、段階的に法人のリスク負担を大きくする方法を考えています。

まずは、合意形成が容易な特定農作業委託方式で法人化を進め、経営方式を①特定農作業委託方式、②担い手枝番管理方式、③従業員エリア担当方式、④法人一元管理方式と段階的に発展させることを想定しています。

これらの経営方式では、①特定農作業委託方式から④法人一元管理方式に移行するにしたがい合意形成のハードルが高くなるとともに、経営の構造改革が進み、法人による一元的な経営管理が実現されます。

①特定農作業委託方式と②担い手枝番管理方式の段階では、担い手は、個人事業主なので法人は法定福利厚生費を負担する必要がなく、法人が法定福利費を負担するという経営リスクは抑えられます。また経営リスクは担い手が負うことになります。

③従業員エリア担当方式と④法人一元管理方式では、担い手は、法人の職員となるため、法定福利厚生費を法人が負担する必要があります。また経営リスクも法人が負うことになります。

農地の一元的管理方式を実現するうえで、特定農作業委託方式は、参加農家の合意形成のハードルが低く有効な経営方式と考えられますが、あくまでも法人のファーストステップとして位置付け、段階的に法人による一元的経営管理を実現するための経営方式の高度化に取り組む必要があると考えられます。

各経営方式は、現在ある各経営方式の事例をもとに整理していますが、本報告書では②担い手枝番方式と④法人一元管理方式の間に③従業員エリア担当方式を加えてあります。これは、個人事業主である担い手を従業員として法人に取り込む際に担い手のモチベーションを維持するため、経営成果に応じて業績ボーナスを支給する成功報酬型の賃金体系を想定したものです。

図 6-1 地域の合意形成と経営方式の発展段階（構造改革）

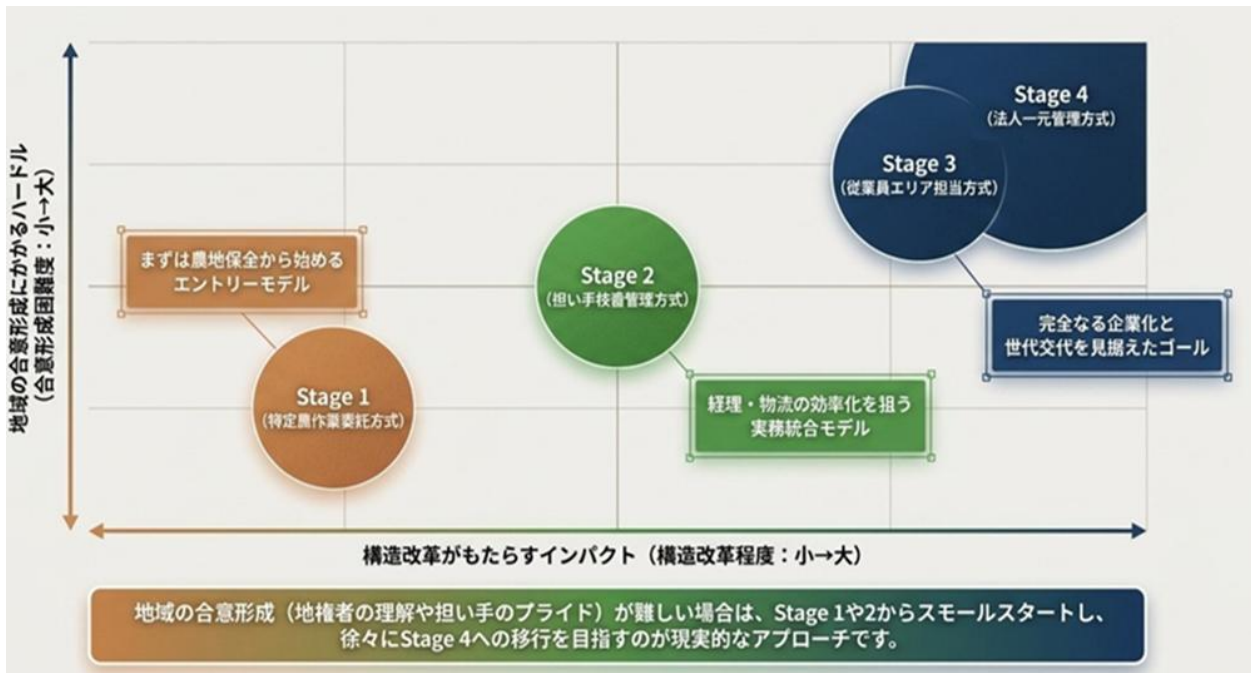


図 6-2 個人事業主から法人の職員へ

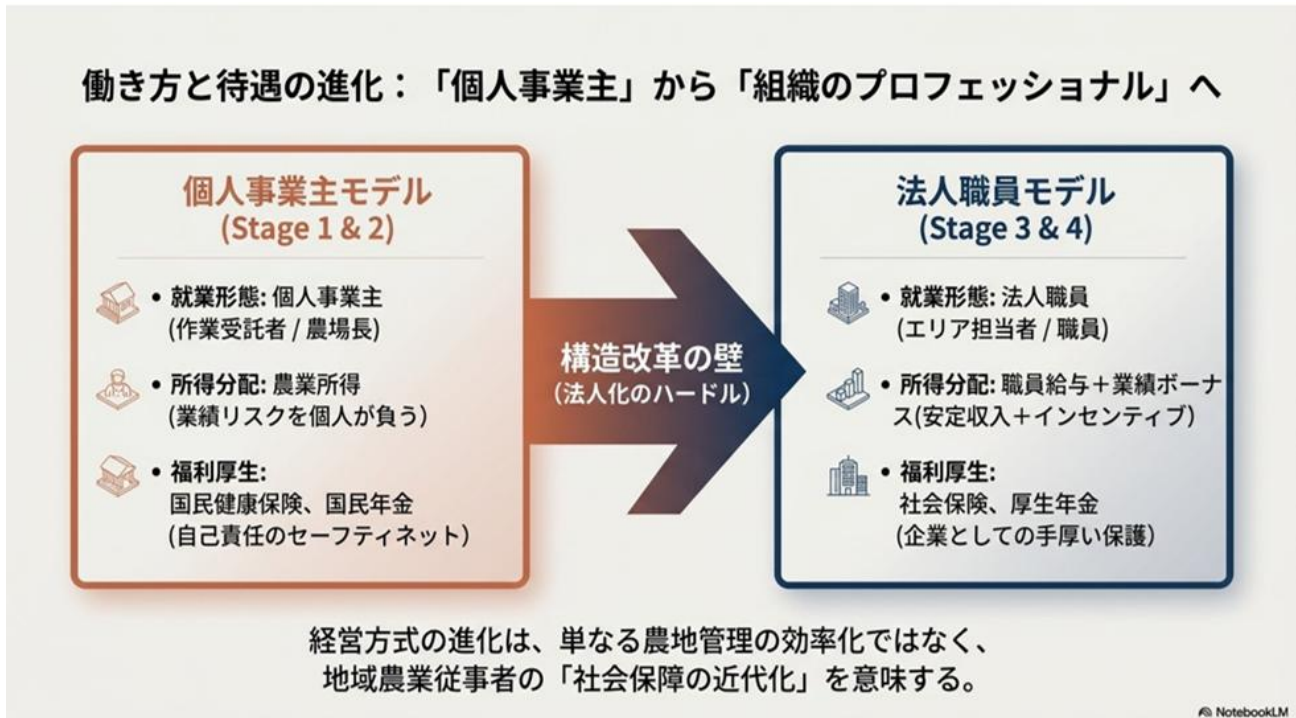


図 6-3 農地の一元的管理主体の経営方式のステップアップ



表 6-1 経営方式 4 段階の進化マトリクス

	第1段階 (特定農作業委託方式)	第2段階 (担い手枝番管理方式)	第3段階 (従業員エリア担当者)	第4段階 (法人一元管理方式)
農家の 立ち位置	委託者	独立した支部	エリア責任者/ 従業員	一般従業員/幹部
法人の 役割	作業代行	経営の可視化	成果評価	完全統合・投資
最大の メリット	時間稼ぎ・ 荒廃防止	モチベーション 維持	プロ意識と 組織力の融合	効率化・ 交渉力最大化
次への 必須タスク	データ収集	どんぶり 勘定排除	評価給制度設計	次世代リーダー 育成

表 6-2 経営方式比較マトリクス

	特定農作業委託方式	担い手枝番管理方式	従業員エリア担当方式	法人一元管理方式
【主体と権限】				
‘担い手の立場’	作業受託者	農場長	エリア担当者	法人職員
‘生産資材調達’	作業受託者	法人	法人	法人
‘栽培管理’	作業受託者	農場長	エリア担当者	法人職員
‘販売’	作業受託者	法人	法人	法人
【収支と待遇】				
‘収益帰属者’	作業受託者	法人	法人	法人
‘所得分配’	農業所得	農業所得	給与+ボーナス	職員給与
‘福利厚生’	国民年金	国民年金	厚生年金	厚生年金
【改革インパクト】				
‘合意形成困難度’	小	中	大	大
‘構造改革程度’	小	中	大	大

© NotebookLM

図 6-4 法人一元管理方式の目指す姿

最終形態の絶対条件は、若者を惹きつける「普通の会社としての魅力」である

現在の課題



元々の地域の担い手たちが引退していく

次世代のターゲット



地域の外から「サラリーマンとして農業をやりたい若者」

Corporate Appeal Checklist

- ✓ 週休2日制
- ✓ 社会保険の完備
- ✓ 明確なキャリアアッププラン / 次世代リーダー・社長候補の育成

© NotebookLM

(2) 各経営方式の特徴

①特定農作業委託方式

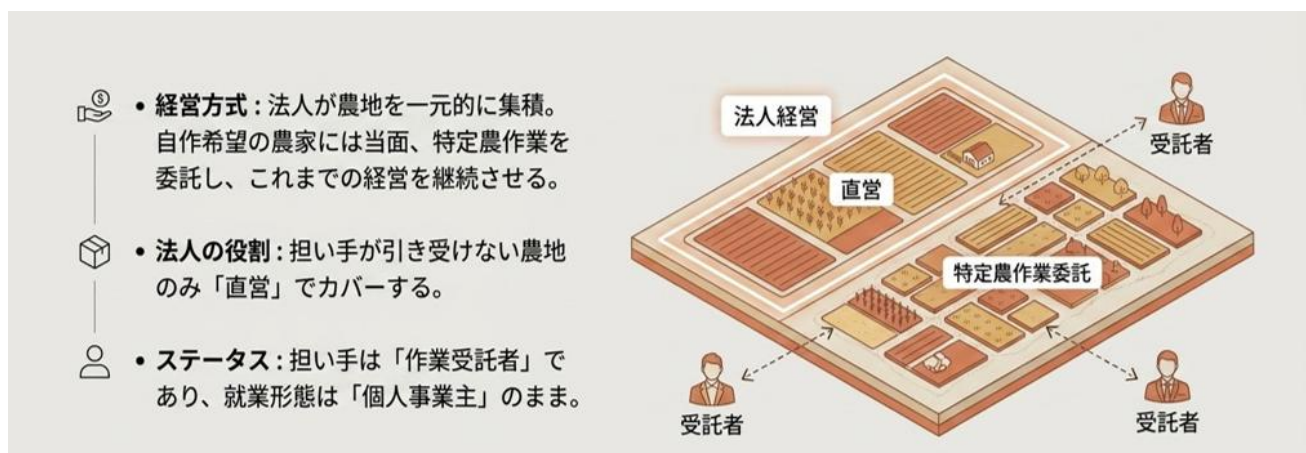
この経営方式は、まず、任意組織の集落営農が農地を借入できる管理主体となるために法人化します。地域の農家が所有地をすべて農地中間管理機構に貸し出し、地域の農地の受け皿となる管理主体が地域の農地を一括して農地中間管理機構から借り受けて一元的に経営を行います。自作を希望する農家には、管理主体から特定農作業委託方式で委託する経営方式です。

特定農作業委託は、販売権を委託先が持つため、自作希望農家は従前と同様の経営を維持することが出来ます。特定農作業委託方式では、自作希望農家の高齢化の進行とともに、自作希望農家に委託している農地を管理主体が直営で経営していくことを想定しています。

しかしながら、特定農作業委託方式をとり続けた場合、特定農作業委託先の農家が高齢化により一斉にリタイアした場合に法人が集積した農地を管理しきれなくなることが懸念されます。

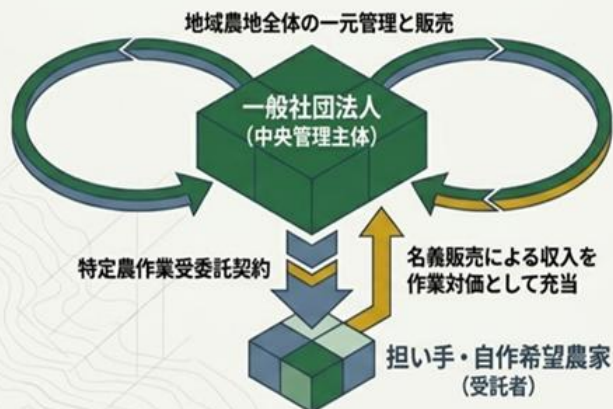
この経営方式は、将来的に法人による一元的経営管理を実現するための過渡期として位置付け、経営資源を法人内に集積する取組を進める必要があると考えられます。

図 6-5 特定農作業委託方式



柔軟な共存：「特定農作業受委託」による体制維持

一元管理は「農家から農作業を奪う」ものではありません。
意欲ある農家は法人経由で作業を継続できます。



特定農作業受委託の仕組み：

- まだ耕作できる担い手や自作希望農家に対し、一般社団法人が「特定農作業受委託契約」を結びます。
- 基幹的作業（稲の耕起・代掻き、田植え、収穫など）を委託し、受託者（農家）の名義で販売し、その収入を作業対価として充当します。

メリット：

中央集権的な土地管理の安全性と、個人の農業へのモチベーション（生きがい・収益）を完全に両立させます。

図 6-6 特定農作業委託方式の課題



②担い手枝番管理方式

この経営方式は、特定農作業委託していた担い手農家を法人の経営内部に取り込むことにより、法人に労働力や機械施設の経営資源を集積していく経営方式です。

経営資源は法人に集積するものの、当面は、担い手の経営の独自性を尊重し、経理を担い手ごとに枝番処理し、農業所得は担い手に帰属するという方式です。現在多く見られる集落営農の枝番管理方式と同様の経営方式です。

この経営方式においても、将来の法人の一元的な経営管理の実現にむけて、会計ソフト、労務管理システム、作業日誌のデジタル化などの統一を進めていくことが必要と考えられます。

図 6-7 担い手枝番管理方式



③従業員エリア担当方式

この経営方式は、枝番管理していた担い手が法人の従業員となり、担い手が個人事業主から法人の従業員になる経営方式です。

ただし、担い手は、枝番管理で経営していた農地と周辺のエリアの農地を栽培管理するエリア担当者となる経営方式です。

担い手の所得は、法人からの給与所得となりますが、枝番管理により独立した経営を行っていた時期の経営のモチベーションが維持できるように、担当エリアの収益に応じて業績ボーナスを受け取れる経営方式です。

図 6-8 従業員エリア担当方式



④法人一元管理方式

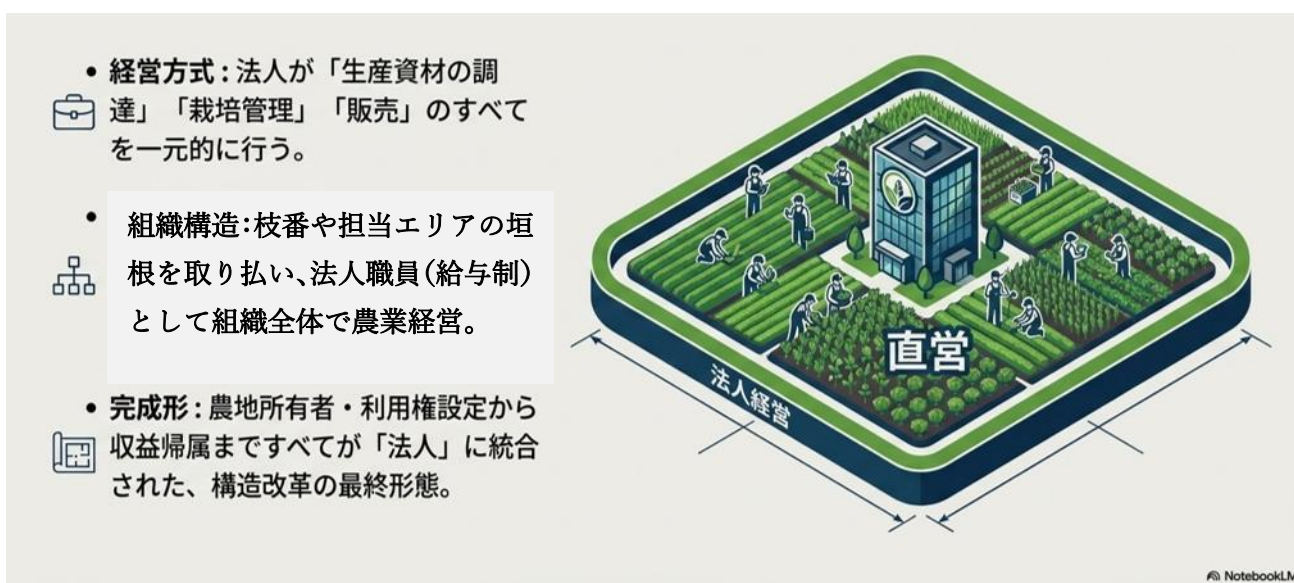
この経営方式は、法人が農地と経営を一元的に管理する経営方式です。

管理主体の法人が農地を一元的に管理しているため、圃場分散の解消や栽培作物のブロック化を進めることが可能で規模の経済性を発揮することが期待できます。

また、拡大したロットにより直販、実需者との直接取引するなど販路の拡大、加工による付加価値の増加を図ることも可能になると考えられます。

この経営方式の法人は一般的な会社経営と同じく社会保険、厚生年金への加入といった福利厚生が整えられることにより、若者の就職先としての魅力が増す法人になることが出来ると考えられます。

図 6-9 法人一元管理方式



以上のように法人の経営方式を①特定農作業委託方式、②担い手枝番管理方式、③従業員エリア担当方式、④法人一元管理方式と段階的に高度化させることにより、関係者の合意形成がスムーズに進み、法人化のリスクを抑えながら、徐々に法人による一元的な経営管理が実現できるのではないかと考えられます。

これらの発展段階は、あくまでも現在ある経営方式に基づいて想定される経営方式を概念的に整理しているものです。

実際には、地域の特性や各集落営農組織の経営実態により、任意組織の集落営農から一気に④法人一元管理方式に移行するケース、①特定農作業委託方式の法人から④法人一元管理方式に移行するケース、②担い手枝番管理方式の法人から④法人一元管理方式に移行するケースなど様々なケースが出てくると考えられます。

いずれのケースでも、最終的には、農地の一元的管理主体となる法人が農地と経営を一元的に管理する法人となって、若者に魅力ある就職先となる会社になることを目指すものです。

農村政策調査研究報告とは、紫波町の農政課題解決のために農村政策フェローが実施した調査研究結果をとりまとめたものです。

報告書の中に政策提案的な内容も含まれていますが、これは、調査研究結果に基づき今後必要と考えられる施策の考え方として記載しているもので、報告書の公表時点では必ずしも紫波町の施策として実施しているものだけではないので留意願います。

なお、2026年度の紫波町の組織変更に伴い、報告書の名称を従前の「産業政策監調査研究報告」から「農村政策調査研究報告」に変更しています。

農村政策調査研究報告 第46号

農地の一元的管理主体創設の段階的合意形成と経営の一元化

～ 一般社団法人里地里山ネット漆立の事例を踏まえ ～

執筆 紫波町農政課 農村政策フェロー 小川勝弘

2026年6月

発行 岩手県紫波町 産業部 農政課

連絡先 〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1
電話 019-672-2111（代表）

紫波町ホームページ <https://www.town.shiwa.iwate.jp/>